# 第3 行政評価·監視結果

勧告
説明図表番号

- 1 鳥獣被害防止対策の効果的な実施
- (1) 効果的な被害防止計画の作成等

# 【制度の概要】

#### ア 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の生息調査の実施

特別措置法第13条第1項では、「国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況及び生息環境その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な事項について調査を行うものとする。」と規定されている。また、特別措置法第3条第1項の規定に基づく被害防止基本指針では、生息状況について、「生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。」とされ、「このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度、捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する」こととされている。

また、鳥獣保護法第78条の2では、特別措置法第13条を受け、環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況、その生息地の状況等について定期的に調査し、その結果を、鳥獣保護基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更等に活用すると規定されており、国は全国的な観点から、また、都道府県は地域的な観点から、それぞれ鳥獣の生息状況や生息地の状況を可能な限り把握し、国にあっては鳥獣の保護管理制度や鳥獣保護基本指針等の見直しに、都道府県にあっては鳥獣保護事業計画、特定計画等の作成又は改定にその結果を反映させていくこととされている。

なお、従来、鳥獣保護法に基づき、国庫補助で実施されてきた都道府県に係る生息 調査は、三位一体の改革により平成 17 年度に財源が移譲されて以降、各都道府県の 予算で実施されている。

このほか、林野庁では、森林環境保全の観点から、森林の状況、シカなどの生息状況の分析・検討を行い、野生鳥獣による森林被害の軽減に資する適切な森林管理技術の開発等を行っているほか、水産庁では、増養殖・漁業環境保全の観点から、内水面漁業・養殖業への被害防止のための広域的なカワウの生息状況の調査、有害生物による漁業被害防止のためのトドの出現実態や生態の把握等を行っている。

# イ 農作物等の被害状況の把握

## (7) 農作物等に係る被害状況の把握方法

農林水産省は、特別措置法第 13 条第 1 項の規定や被害防止基本指針に基づき、 鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な被害防止対策の

図表 II-1-(1)-②

図表Ⅱ-1-(1)-①

策定に必要な資料を得ることを目的として、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」(以下「被害調査要領」という。)を定め、毎年6月に地方農政局を通じて、全国の市町村における農作物の被害状況の調査を実施している。

#### 〔被害調査要領の調査方法の概要〕

① 調査事項:

被害を受けた農作物の被害面積、被害量及び被害金額

② 被害の把握方法:

農家からの聞き取り、アンケート調査、集落代表者からの報告、農業共済組合への照会、有害捕獲申請書の確認、農業協同組合からの聞き取り、猟友会からの聞き取り、現地調査、その他

- ③ 市町村の取りまとめ:
  - i)被害面積-被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収 又は減質があった実面積
  - ii)被害量-被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収 又は減質があった量
  - iii)被害金額-被害量に被害農産物の単価(標準的な価格)を乗じた金額 (i~iiiは、小数点以下の数は、少数第1位を四捨五入)
- ④ 都道府県の取りまとめ:

都道府県知事は、被害状況を取りまとめ、地方農政局長を経由して(沖縄県知事は沖縄総合事務局長を経由して、また、北海道知事は直接)、農林水産省生産局長に報告することとされている。

なお、林野庁は、「森林被害統計資料調査要領」を定め、毎年、都道府県及び森林管理局に対し、民有林及び国有林の被害状況(被害面積、被害材積)の調査を実施している。水産庁は、カワウなどによる内水面漁業への被害状況については、内水面漁業協同組合へのアンケート調査結果等を基にカワウの飛来状況等から被害域の変化などを把握しているが、カワウによる被害金額やトド等による被害については把握していない。このため、北海道では、「トド、オットセイ等実態調査要領」を定め、毎年10月から翌年6月までの期間(トドシーズン)内の調査を実施し、被害状況を取りまとめており、また、滋賀県では、カワウによる被害の算定の参考となる方式を特定計画に定め、県内の市町村に示しているなど、都道府県により、独自に被害状況の調査等を行っているものがある。

## (イ) 農作物に係る被害状況の調査結果の活用

被害調査要領による農作物に係る被害状況の調査結果は、国(地方農政局)、都 道府県及び市町村において、効果的な被害防止対策を行うための重要な基礎資料と なるとともに、都道府県では、特定計画における個体数管理の目標設定、市町村で は、被害防止計画における被害軽減目標及び捕獲計画等の設定、目標達成状況等の評価、被害状況に応じた侵入防止柵の設置及び追い払いの実施、農業者等への研修等に活用されている。

また、この調査結果は、国、都道府県、市町村ごとに統計としてまとめられ、国 及び地方公共団体の予算編成、鳥獣被害防止総合対策事業における費用対効果の分 析、各種事業のPR等に活用されている。

#### (ウ) 被害の原因究明の取組の推進

近年、中山間地域を中心に、野生鳥獣による農作物被害等が深刻化・広域化している原因として、①近年の少雪傾向等による、鳥獣の生息適地の拡大、②農山漁村の過疎化、高齢化の進行等による耕作放棄地の増加等、③狩猟者の減少、高齢化による捕獲圧力の低下等の様々な要因が複合的に関係していると考えられる。

特別措置法第 14 条では、国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、被害状況の調査結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究及び技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものと規定されている。

また、被害防止基本指針では、被害防止対策の実施に当たっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を分析し、取り組むべき課題を明らかにすることが重要であり、国又は都道府県は、鳥獣の生息状況及び生息環境に関する調査や、鳥獣による農林水産業等に係る被害に関する調査の結果等を踏まえつつ、被害の原因を究明するための取組を推進するものとされている。

これを受け、市町村等が農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生原因の 究明のために被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等の調査を行う場合に は、農林水産省は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の対象とすることとしている。

なお、林野庁は、主としてシカによる森林被害対策として、被害軽減のための森林管理技術の研究等を行う森林環境保全総合対策事業を、水産庁は、カワウ等による漁業被害対策として、カワウの生息状況等の調査を行う内水面漁業振興対策事業を、トド等による漁業被害対策として、追い払いの効果の検証等を行う有害生物漁業被害防止総合対策事業を行っている。

#### ウ 被害防止計画の作成等

#### (7) 被害防止計画の作成

特別措置法第4条第1項では、市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、被害防止基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができると規定されている。

また、被害防止基本指針では、「市町村は、被害防止対策協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言

図表Ⅱ-1-(1)-③

図表 II-1-(1)-4

を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。」とされている。

さらに、被害防止計画には、特別措置法、被害防止基本指針及び「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知)に基づき、被害発生時期等の被害の現状と、それを踏まえた被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標等を記載することとされている。

図表Ⅱ-1-(1)-③
(再掲)

図表Ⅱ-1-(1)-⑤

# [被害防止計画に定める事項(概要)]

- ① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
  - i 被害の現状及び被害の軽減目標
  - ii 従来講じてきた被害防止対策
  - iii 今後の取組方針
- ② 対象鳥獣の種類
- ③ 被害防止計画の期間(3年程度)
- ④ 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
  - i 対象鳥獣の捕獲体制
  - ii 対象鳥獣の捕獲計画
  - iii 鳥獣保護法第9条第1項の規定により都道府県知事が行うこととされている対象鳥獣の捕獲等の許可であって、被害防止計画を作成した市町村の長が行うことができるものに関する事項
- ⑤ 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
- ⑥ 被害防止施策の実施体制に関する事項
  - i 被害防止対策協議会に関する事項
  - ii 関係機関に関する事項
  - ⅲ 鳥獣被害対策実施隊 (注) に関する事項 等
- ⑦ 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- ⑧ その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- (注)対象鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に 実施するため、市町村長が、①市町村の職員のうちから指名する者又は②被害防止計画に基 づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから任命する鳥獣被 害対策実施隊員により構成される。

## (イ) 被害防止計画作成の際の都道府県との協議

特別措置法第4条第5項では、市町村が被害防止計画を定めようとする場合、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないと規定されており、また、被害防止計画に捕獲許可権限の委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならないと規定されている。

図表Ⅱ-1-(1)-③
(再掲)

なお、特別措置法第4条第6項では、都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を的確に把握することができる立場にあることを踏まえて協議を行うものと規定されている。

#### (ウ) 被害防止計画に基づく鳥獣被害防止総合対策交付金の配分等

「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱」(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。)等では、鳥獣被害防止総合対策事業の実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状、課題及び被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとされている。また、この被害軽減目標を基に目標達成率が算出され、この達成率は事業評価の指標とされるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の効果測定にも利用されている。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金配分基準について」(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9427 号農林水産省生産局長通知。以下「交付金配分基準」という。)では、平成 23 年度の当該交付金の各都道府県への配分については、全交付額のうち、

- ① 4分の1を、都道府県別の要望額に応じて配分
- ② 4分の1を、被害防止計画作成市町村(協議中のものを含む。)の数に応じて配分
- ③ 2分の1を、実施する取組内容に応じて設定されているポイントの合計値の高い計画を含む都道府県から順次配分

することとなっている。このうち、被害軽減目標については、被害面積又は被害額のいずれかを10%以上軽減する目標を定める場合は1ポイント、30%以上軽減する目標を定める場合には3ポイント、いずれも30%以上軽減する目標を設定している場合には5ポイントが配分される。

なお、平成24年度の当該交付金の配分基準では、基礎配分に当たる予算額の2分の1については、都道府県の被害額、被害防止計画を作成している市町村の割合及び鳥獣被害対策実施隊を編成している市町村の割合に応じて各都道府県に配分することとされたが、残りの2分の1については、23年度と同様にポイントに応じて配分することとされている。

鳥獣被害防止総合対策交付金事業の対象については、関係市町村が被害防止対策 協議会を設置し総合的な被害防止対策を講ずるために生息調査を行う場合は対象 となるものの、都道府県等が事業実施主体として生息調査を行う場合には対象とな らない(注)ものとなっている。

(注) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の対象である生息調査や推進体制整備等の実施主体については、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について」(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)において、地方公共団体、農業協同組合等の代表者等で構成される「協議会」とされており、都道府県が事業実施主体となることは認められていない。

図表Ⅱ-1-(1)-⑥

図表 Ⅱ-1-(1)-(7)

図表 II-1-(1)-⑧

## エ 被害防止計画の作成における特定計画・実施計画との整合性の確保

特別措置法第4条第4項の規定及び被害防止基本指針では、被害防止計画の作成に 当たっては、鳥獣保護事業計画及び特定計画との整合性が保たれるよう、当該市町村 が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施する鳥獣の保護管理対 策の実施状況に十分留意するものとされている。

図表 II-1-(1)-⑨ 図表 II-1-(1)-⑩ 図表 II-1-(1)-⑪

このため、都道府県は、市町村から特別措置法第4条第5項の規定に基づく被害防止計画の協議があった場合には、鳥獣保護事業計画及び特定計画との整合性に十分配慮しつつ、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとされている。

図表Ⅱ-1-(1)-①

さらに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について」(平成20年2月21日付け環自野発第080221003号環境省自然環境局野生生物課長通知)では、被害防止計画における捕獲計画数の設定の考え方について、「例えば、被害防止計画における捕獲計画数が、特定計画で設定されている保護管理の目標数を上回る場合、整合性がとれているとは言えず、最新の生息状況等も踏まえ、被害防止計画に記す捕獲計画数の調整を図る等の措置が必要と考えられる。」とされている。

なお、鳥獣保護基本指針では、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、特別措置法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとされている。

また、鳥獣保護基本指針では、都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画(以下単に「実施計画」という。)を年度別に作成するよう努めることとされており、都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また、特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないよう必要な指示を行うものとされている。

図表Ⅱ-1-(1)-⑬

#### オ 被害防止計画の評価結果に基づく改善等

#### (7) 事業実施状況の報告

特別措置法第4条第10項では、被害防止計画を作成した市町村は、毎年度、被害防止計画の実施状況について、都道府県知事に報告しなければならないと規定されている。

また、被害防止基本指針においては、都道府県と市町村が連携して対策を実施するため、市町村は、特別措置法第4条第10項の規定に基づき、毎年度、被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲数、被害防除や生息環境整備の取組その他被害防止計画の

実施状況について、都道府県知事に報告することとされている。

さらに、交付金実施要綱等では、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の事業実施主 ┃ 図表 II-1-(1)-4 体である市町村等は、当該事業の実施状況を、都道府県知事に報告し、報告を受け た都道府県知事は、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達 成が見込まれないと判断したときは、当該市町村等に対して必要な指導を行うもの とされている。

なお、交付金実施要綱等では、都道府県知事は、鳥獣被害防止総合対策交付金事 業の実施状況について、地方農政局長等に報告することとされている。

#### (イ) 被害防止計画の目標達成状況の評価

交付金実施要綱等では、事業実施主体(市町村等)は、被害防止計画の目標年度 の翌年度において、被害防止計画の目標の達成状況について自ら事業評価を行い、 評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を都 道府県知事に報告することとされている。

図表 Ⅱ-1-(1)-4 (再掲)

また、都道府県知事は、事業評価の報告を受けた場合には、その内容を点検評価 し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、当該市町村等に対して必要に 応じ指導することとされ、さらに、報告を受けた地方農政局長等は、局内で検討会 を開催して点検評価を行い、必要に応じて、都道府県に指導を行うこととされてい る。

図表Ⅱ-1-(1)-15

なお、「H20~H22 年度の鳥獣被害防止総合対策事業の評価報告の実施について」 (平成23年7月27日付け生産局鳥獣被害対策室事務連絡)では、市町村等におい て作成された被害防止計画の目標年度が平成22年度になっている場合、22年度の 被害状況の調査結果が出る時点を勘案し、23年9月末までに、各地方農政局等に事 業評価報告書を提出することとされている。また、同事務連絡では、目標の達成率 の算出について、「(基準年値-実績値)/(基準年値-目標値)」により、目標と した被害軽減量(額)に対する被害軽減実績の割合を算出するとされている。

# (ウ) 改善計画の作成

交付金実施要綱等では、前述の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標 の達成率が70%未満と低調である場合には、市町村等は、都道府県の指導の下、そ の要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等の目標達成に向けた方策を記載した 改善計画を作成し、都道府県知事へ報告することとされている。

また、報告を受けた都道府県は、改善計画について点検評価を行った上で地方農 政局長等に報告し、地方農政局長等は、都道府県に対し、指導及び助言を行うこと とされている。

図表Ⅱ-1-(1)-⑭ (再掲)

#### 【調査結果】

# ア 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の生息調査の推進

今回、当省では、農林水産省、6地方農政局等(東北、東海、近畿、中国四国、九州の各地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部)、林野庁、7森林管理局等(北海道、東北、中部、近畿中国、四国、九州の各森林管理局及び下北森林管理署)、水産庁、環境省、7地方環境事務所等(北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州の各地方環境事務所及び釧路自然環境事務所)、9道県(北海道、青森県、山形県、愛知県、滋賀県、広島県、徳島県、福岡県及び沖縄県)、9道県内の22市町村等(被害防止対策協議会を含む。)における、被害を及ぼす鳥獣の生息調査の実施状況について調査した。

この調査の結果、以下のとおり、予算措置ができないことや市町村が被害防止計画を作成する上で必要とする鳥獣の生息状況データの精度や範囲等を都道府県が把握していないなどのため、生息調査が的確に実施されておらず、科学的なデータの把握が不十分なままに、妥当性を欠く内容(被害軽減目標、捕獲計画数等)の被害防止計画の作成を行っているとみられるものがあった。

- ① 山形県では、平成 19 年 6 月、ニホンザルについての特定計画を作成する際、同県の単独事業で、野生鳥獣保護管理推進調査等を実施し、個体群ごとの群れ総数や分布状況等の把握により、生息数を 6 個体群 (100 群れ前後)、3,000 頭と推定している。しかし、それ以降、詳細な調査をするための必要な予算の確保ができないなどとして、モニタリング調査による群れごとの遊動域や加害レベル等の詳細な調査を実施していない(注)。このため、関係する市町村では、群れごとの遊動域、加害レベル等に応じた有効な対策を講ずるためのデータが十分得られない状況となっている。
  - (注) 当省の調査実施後の平成 24 年 3 月に、第 2 期特定計画の作成のため、ニホンザルの遊動域の変化、群れの分化等についての調査が行われている。

一方、隣接する宮城県では、同県の単独事業で、30 群、1,700 頭の群れごとの詳細な調査及び特定計画作成後の経年的なモニタリング調査を実施し、他の地域への被害の拡大を招かないよう効果的な「追い上げ」対策が実施されている。

前述(第3-1-(1)-ウ-(ウ))のとおり、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業における生息調査等の推進事業は、都道府県が事業実施主体となることはできず、かつ、山形県内にはニホンザルの被害が発生している関係 13 市町による被害防止対策協議会がないように、必ずしも県の関係区域全てを対象とする協議会が設置されるものではないため、生息調査等の推進事業を行う適当な事業主体はないものとなっている。

なお、山形県内におけるニホンザルによる農作物被害は、次表のとおり、平成 18 年度から減少傾向にあるが、ニホンザルに係る第 1 次特定計画が作成された 19 年度や 20 年度には減少しているものの、計画期間の 3 年目以降となる 21 年度及び 22

年度には増加に転じており、被害を及ぼすニホンザルの生息実態を継続的に把握 し、対策を講ずることが求められている。

表 山形県におけるニホンザル被害の推移

川上流地域)に分けて群れを調査している。

(単位:トン、千円、%)

区分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
被害量	577. 5	451.5	303.9	342. 1	365. 7
饭 吉 里	(100)	(78.2)	(52.6)	(59.2)	(63. 3)
被害金額	209, 038	149, 897	96, 698	120, 973	110, 383
恢音並領	(100)	(71.7)	(46.3)	(57.9)	(52.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 括弧内は、平成18年度を100とした場合の指数である。
  - 3 平成22年度の被害金額は、全国で山口県、三重県、長野県に次いで第4位である。
- ② 青森県では、県内に4個体群のニホンザル(注)が生息している。このうち下北半島の1群は、天然記念物として、県により、詳細な生息調査が実施され、特定計画が作成されているが、これ以外の3群については、特定計画が作成されていない。このうち、特に岩木川上流域については、平成14年以降県による生息調査が全く実施されていないため、生息状況のデータに基づく被害防止対策等ができず、個別の有害捕獲や追い払い等が、結果として群れの分化、小群化を招き被害地域を拡大する結果となっている。
  - 9 る紀末となっている。 (注) 青森県の生息数等調査によると、青森県内におけるニホンザルの地域個体群は、下北、津 軽半島及び白神山地の3群であるが、このうち、白神山地周辺のニホンザルについて、1 つ の連続した地域個体群との認識を持った上で、白神山地の西側(西海岸地域)と北側(岩木
- ③ 愛知県では、平成19年7月にイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ及びカモシカの特定計画を作成するため、17年度に生息調査を実施し、その後もアンケート等による聞き取り調査を毎年継続的に実施している。

しかし、調査対象とした県内の3市町のうち2市は、県の生息調査結果では、市が被害防止対策の対象とする鳥獣の生息域や行動範囲を踏まえた地区ごとの詳細な生息状況が示されておらず、例えば、県内のイノシシの生息数が1,500頭から6,000頭となっているなどデータの幅が大きすぎることなどから、被害防止計画の作成には活用できないとしている。

また、このうち1市では、後述(第3-1-(1)-ウ-①)のように、被害防止計画における被害軽減目標及び捕獲計画数の設定において、鳥獣の生息数が分からない中で、具体的な根拠に基づく目標値を設定することは困難であるとして、実現性が乏しいとみられる被害半減を目標としているなど、県の生息調査が、市町村の被害防止計画の作成に有効に活用されていない例がみられる。

④ 広島県では、イノシシ、シカ等の第2期特定計画(計画期間:平成19年度から23年度まで)の作成に当たって、自然環境部局が、イノシシについては平成18年度狩猟者アンケート調査により、シカについては平成18年度及び19年度の生息密

図表Ⅱ-1-(1)-⑯

図表Ⅱ-1-(1)-⑰ 図表Ⅱ-1-(1)-⑱

図表 II-1-(1)-19

度調査により生息動向を調査したが、人的、予算的な事情から、その後の継続的な モニタリング調査等を行っていないため、市町村が生息状況を踏まえた被害防止計 画を作成するために必要なデータが得られていない。

また、鳥獣の生息調査については、農林水産省では、環境省が所管する鳥獣保護管理制度及び特定計画制度の中で把握するものであるとして、地方農政局等による調査を実施していない。一方、環境省は、地方環境事務所等が自然環境保全基礎調査等の全国調査及び国指定鳥獣保護区内の鳥獣保護の一環として生息状況を把握しているが、農作物等の被害防止の観点での生息調査を行っていないとしている。

さらに、調査対象9道県の中には、農林水産部局(鳥獣被害防止対策担当)では、 鳥獣の生息調査を自然保護部局が行っているとしている一方、自然保護部局では、予 算の制約を理由として十分な調査ができないとしているところがあるなど、的確な調 査が行われていない状況がみられた。

なお、調査対象市町村の中には、予算、調査体制、調査技術等の点から生息調査を 行うのは困難であるとし、少しでも農作物の被害軽減を図るため、侵入防止柵などの 被害防止施設の設置を優先せざるを得ないとしているところもある。

このような状況の中、平成 24 年 3 月の特別措置法の一部改正により、国及び地方公共団体は、鳥獣被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、適正と認められる個体数についての調査研究を行うこととされた。このため、国及び都道府県は、市町村が総合的かつ効果的な被害防止計画を作成できるよう、これまで以上に、鳥獣の生息調査等の取組を積極的に行う必要がある。

# イ 鳥獣による農作物等の被害の的確な把握等

#### (7) 農作物等に係る被害状況の的確な把握

国及び地方公共団体が把握した被害実績は、前述(第3-1-(1)-イ)のとおり、 国及び地方公共団体の予算、被害防止計画(被害軽減目標、捕獲計画等)の作成、鳥 獣被害防止総合対策事業の費用対効果の分析、被害防止計画に基づく事業の事業評 価等に利用されている。

しかし、調査対象 22 市町村等における農作物等の鳥獣被害の把握状況を調査した結果、以下のとおり、被害調査要領に基づいて行われるべき被害面積の算定方法や被害量の把握方法が区々になっているなど、的確性を欠くもののほか、過大な算定となる可能性のあるものがみられた。

## ① 被害面積、被害量及び被害金額の算定

i)被害調査要領では、市町村は被害の取りまとめに当たり、農業共済対象作物 (注)については、農業共済組合への照会に努めることとされており、被害数 値に齟齬があった場合は、農業共済の数値を優先することとされている。

図表Ⅱ-1-(1)-20

図表Ⅱ-1-(1)-②

しかし、調査対象とした広島県内の市町村の中には、農業共済組合の算出方法が、3割以上の被害があった場合には、一律 10 割の被害面積があるものとして積算し、一方、3割未満の被害があった作付面積を把握していないため、独自に、3割以上の被害があった作付面積に60%を乗じて、3割未満の被害が生じた作付面積における被害面積を積算する算定方法によっているものがみられた。この方法によると、例えば3割未満の被害があった作付面積についても補足調査を行った上で農業共済の被害数値を利用する等の適切な算定が行われず、次表のとおり、被害が過大に算定される可能性があるものとなっている。

(注) 農業共済制度は、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済組合が行う共済事業で、農作物共済、果樹共済、畑作物共済等の種類がある。例えば、このうち農作物共済は、一筆方式の場合、水稲、陸稲、麦について10アール以上耕作している農家が対象となり、耕地一筆ごとに基準収穫量を定め、その3割を超える減収があった場合に一筆ごとに共済金が支払われる。

## 表 農業共済組合の被害算定により過大となり得る例(試算)

	共済引受 面積(a)	被害率(b) (仮定)		実被害面積 (a×b)	調査対象市 の算出結果
1	20 アール	10 割	9 李101 1.	20 アール	40 アール
2	20 アール	10 割	3割以上	20 アール	(20 アール×1.0×2)
3	20 アール	2割		4アール	24 アール
4	20 アール	2割	3割未満	4アール	$(40 \ \mathcal{T} - \mathcal{N} \times 0.6)$
5	20 アール	2割		4アール	(40 / // // 0.0)
計	100 アール	_		52 アール	64 アール

- (注) 1 当省が調査結果に基づき、試算したものである。
  - 2 上記試算は、例えば一戸の農家が、20 アールの畑を 5 区画耕作している場合を仮定した。
  - ii)被害調査要領では、鳥類の被害について、鳥類の種類別にカラスとヒヨドリを区分して報告を求められている。しかし、次表のとおり、沖縄県では調査対象町から、被害の区分が困難であるなどとしてカラスとヒヨドリの区分のない被害面積、被害量及び被害金額の報告を受け、それを単純に二等分した数値を被害状況として国に報告している。このため町と県との間で被害実績の把握結果が異なるだけではなく、当該町の被害防止計画の評価において、カラスの被害軽減効果を、被害状況を単純に等分した実績(被害量 26.035t、被害額5,426,310円)から算定し、新たな被害防止計画(平成23年度から25年度まで)におけるカラスの被害の現状(基準値)として、被害額10,852,620円が用いられるなど、補足的な調査を実施する等の対処が行われないまま適切でない取扱いが行われているものがみられた。

# 表 調査対象町(沖縄県内)におけるカラス、ヒヨドリによる被害状況

鳥獣種類名	農作物名	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (円)
カラス、 ヒヨドリ	果樹(ミカン類·ス イカ·メロン)	35. 10	52. 07	10, 852, 620

(注)「平成 22 年度 鳥獣類による農作物への被害状況及び防除対策の状況」(調査対象町(沖縄県))に基づき、当省が作成した。

# 表 調査対象町の被害状況に係る沖縄県から沖縄総合事務局農林水産部への報告

	カラス			ヒヨドリ	
被害面積	被害量	被害金額	被害面積	被害量	被害金額
(ha)	(t)	(円)	(ha)	(t)	(円)
17. 550	26. 035	5, 426, 310	17. 550	26. 035	5, 426, 310

- (注) 平成22年度「都道府県集計シート(沖縄県)」に基づき、当省が作成した。
  - iii)被害調査要領では、被害面積は、被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質した実面積とされており、愛知県内の調査対象2市のうち、一方の市では、イノシシ、ニホンジカ等による被害面積について、農家への聞き取り結果を基に、被害を受けた農地の作付面積に3段階に区分した被害割合を乗じることで算出しているが、もう一方の市では、アンケート結果で得られた申告面積をそのまま集計して被害面積としており、被害を受けた農地の作付面積や被害割合が分からないものとなっている。
  - iv) 福岡県内の調査対象市では、イノシシ、カラスによる被害面積等の算定の際、市から調査の依頼を受けた農業協同組合において、毎年度、下部組織の担当職員が被害の申告や相談があったものの被害状況を把握しているが、当該申告等の記録が不十分であることから、農業者から申告等された際の被害状況の記憶に基づき、品目ごとの被害面積を上部機関に報告している。
  - v) 福岡県内の調査対象市では、イノシシ、ニホンジカによる被害面積の算定の際、平成20年度までは、農業共済組合等からの聞き取りにより調査していたが、21年度から調査方法を変え、農業者からの被害申告に基づく調査を行ったところ、同年度の被害金額が前年度と比べ15倍に増加した。また、平成22年度は、市担当職員が農業協同組合職員から前年度と比べた被害の増減状況を聞き取り、その割合を前年度の被害面積に乗じたものを被害面積とし、当該面積に基づき被害金額及び被害量を算定して報告している。
  - vi) 滋賀県内の調査対象市では、被害調査票を全自治会に配布し、調査方法を一任している。しかし、当該調査票は、県が求めている作付面積、被害面積(被害割合)が判明する様式ではなく、被害実態を的確に把握できるものとはなっていない。

vii) 滋賀県内の調査対象市では、カワウによる漁業被害について、滋賀県が特定計画で示している算定方法に従って、次表のとおり、カワウの一日当たり捕食量に年間滞在日数、漁価の平均単価、春の生息数を乗じ、被害金額を1年間で約13億6,400万円と推計(県内でカワウの捕食した魚全てを調査対象市における被害として計上)し、市の被害防止計画に掲載している。

しかし、同市は、当該算定方法について、滋賀県から、「県内の魚類の捕食 量全てが被害金額とは言えない。」と指摘されているにもかかわらず、独自に 全て同市における被害として被害防止計画に計上している。

#### 表 調査対象市におけるカワウの被害金額の算出内訳(平成21年度)

算定	一日当たり	年間滞在	漁価の平均	春の生息数	被害金額
要素	捕食量(a)	日数(b)	単価(c)	(d)	(a×b×c×d)
数値	0.35kg	214 日	723.5 円/kg	25, 171 羽	1, 364, 020 千円

(注) 調査対象市の資料に基づき、当省が作成した。

なお、水産庁は、カワウによる内水面漁業被害額の算定方法として、次の式を用いて計算することを全国内水面漁業協同組合連合会のホームページ等で明示している。

## (カワウによる被害額の推定方法)

「カワウの飛来数×飛来日数×1羽当たりの1日の捕食量×捕食される魚種別 重量比×魚種別単価の合計」

しかし、上記算定式は、都道府県全体での被害量等の推定が可能な算定方法であるが、市町村ごとの被害量等の算定には必ずしも適していないものとなっている。

このため、広島県及び調査対象市(広島県内)では、カワウによる被害対策について、水産庁による調査方法等の開発普及を要望する意見がみられた。

#### ② 調査期間

被害調査要領では、「調査期間は、毎年度4月から翌年3月までとする」とされているが、i)平成20年度に悉皆調査を行った後、21年度、22年度は集落の聞き取り調査のみ行い、被害金額に増減がみられない場合は前年度と同じ被害実績として報告しているもの(北海道内)、ii)毎年1月から12月までの被害実績を報告しているもの(愛知県内)がみられた。

# ③ 調査事項

被害調査要領では、調査事項は、被害を受けた農作物の被害面積、被害量及び 被害金額とされ、また、市町村が取りまとめる被害状況調査票の留意事項で、被 害面積及び被害量は、被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質か

ら、減収又は減質した実面積及び量とされており、被害額は被害量に被害農産物 の単価を乗じて算出することとされている。

なお、育苗期の被害は、種苗価格で算出し、植付けが遅れることにより最終的 な収量が減少した場合には、その減少分の額も加えることとされている。

しかし、調査対象 22 市町村等の中には、農作物の被害状況について、農業者 等の負担軽減等のためとして、被害面積のみを把握し、被害量及び被害金額を一 定の計算方法により算出することとしており、被害が発生しなかった場合に見込 まれる収量又は品質を反映させていないものが4市町村みられた。(愛知県、徳 島県及び福岡県内)

# ④ 被害状況の調査手法

農林水産省は、被害防止基本指針に基づき、都道府県及び市町村に対し、より 的確な被害把握を求めており、被害調査要領では、農業共済組合への照会、現場 確認、農家、農業協同組合、猟友会等からの聞き取り等複数の調査方法により把 握することとされているが、調査対象20市町村(水産被害及び森林被害を除く。) の調査方法をみると、「農家へのアンケート」等単一の調査方法のみにより算定 しているものが 11 市町村と最も多く、複数の確認方法による被害の申告内容の 検証が行われていないものとなっている。

# 表 調査対象市町村における被害調査方法

調査方法	1種類	2種類	3種類	4種類	計
市町村数	11	6	2	1	20

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

#### (イ) 被害の原因究明の取組の推進

調査対象とした国 20 機関(6地方農政局等、7森林管理局等、7地方環境事務│図表Ⅱ-1-(1)-⑳ 所等)、9道県、22市町村等における鳥獣被害の原因究明に係る取組状況をみると、 効果的な被害防止対策を講ずるためとして実施しているのは、以下のとおり、国の 7機関(北海道、関東、中部、近畿中国、四国及び九州森林管理局並びに中国四国 環境事務所)、2県(青森県及び滋賀県)、7市町村等となっている。

特に、被害防止計画を作成する市町村においては、計画に盛り込む被害防止対策 の効果を上げるため、被害の現状、発生原因に応じた対策を選定する必要があるが、 被害の原因究明のための体制・予算がない又は専門的な知見がないなどの理由によ り、その必要性は認めるが行うことができないとしているところがある。

これに関し、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金事業では、被害の発生状 況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査など被害の原因究明に結び付く 調査について対象とすることができるとされているが、被害対応の緊急性が高いと して、侵入防止柵の整備など直接的な被害防止対策が優先される傾向があり、市町

図表 Ⅱ-1-(1)-23

村における被害防止計画の作成や効果的な被害防止対策の実施に結び付く、被害原因究明などの基礎的な調査活動を推進するための国や都道府県の支援が不足しているものと考えられる。

なお、平成 24 年 3 月の特別措置法の一部改正により、市町村は、被害防止施策のみによっては対象鳥獣による被害を防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができることとなり、都道府県は、市町村が効果的な被害防止計画を作成できるよう、被害の原因究明等の取組についても積極的に行う必要がある。

#### ① 国及び県における原因究明に係る取組

鳥獣被害の原因究明を実施している国の7機関では、例えば、中国四国環境事務所が植生タイプ及び生息密度を考慮した被害調査、広域的な被害調査等を、また、四国森林管理局が樹木の被害状況、植生の被害状況等の調査を実施している。また、2県では、単独事業により集落環境診断(注)等の中で原因究明と対策の取組を実施している。

一方、原因究明を実施していない国の 13 機関では、その理由について、6 地方農政局では、原因究明のための予算がなく、また人員もいない等として、6 地方環境事務所では、原因究明は農林水産省所管であるため等としている。

(注)「集落環境診断」は、集落の地域住民、専門家、行政関係者等の協同作業によって、加害獣の侵入経路、被害状況、侵入防止柵や林縁等の管理状況を見て回り、それを関係者が集まって地図に落とし込み、情報の共有を図るとともに、被害対策の役割分担や優先順位について合意を得ながら進める手法である。

#### ② 市町村における原因究明に係る取組

調査対象 22 市町村等のうち、7市町村が、大学との連携や集落環境診断等により、集落ぐるみで鳥獣被害の原因究明を実施し、鳥獣被害における集落の弱点を住民自らが発見することにより、原因に応じた被害防止対策に取り組み、効果を上げているとしている。

一方、このような原因究明を実施していない市町村の中には、その必要性は認めるものの、市町村の限られた体制の中では、原因の究明(把握)方法や対策に関する専門家の技術的支援がなければ実施できないとの意見がみられた。

# ウ 被害防止計画の内容の妥当性確保

被害防止計画には、対象地域の鳥獣の生息状況や被害発生時期等の被害の現状を踏まえた上で、目標年度における被害金額等の被害軽減目標を定め、また、その被害軽減目標を達成するために必要な実施体制、捕獲計画、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を定めることとされている。また、この被害軽減目標の達成状況は、評価されるとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の効果測定にも利用されている。

しかし、以下のとおり、調査対象 22 市町村等の被害防止計画の中には、被害軽減目標や鳥獣の捕獲計画数について、過去の実績や科学的な根拠に基づいた設定がなされ

ていないものや鳥獣被害防止総合対策交付金事業の配分ポイントの獲得を目的とした設定がなされているとみられるものなど、妥当性を欠く例があり、被害防止計画に基づく被害防止対策の実施による被害軽減効果が明確でない状況がみられた。

また、都道府県が市町村と協議を行う際、都道府県が示した意見の一部が被害防止計画に反映されていないなど、被害防止計画の内容の妥当性に関する都道府県の指導が十分に行われていない状況がみられた。

- ① 被害防止計画における「被害軽減目標」や「捕獲計画数」が実績を反映したものになっていないなど、設定根拠が不明確な例
  - i) 愛知県内の調査対象市では、鳥獣の生息数も分からない中で、具体的な根拠に基づく目標値を設定するのは困難なため、当初は被害面積、被害金額とも0に設定することとしていたが、県から無理な目標は立てないように指導され、大まかに現状値から被害を半減させる目標値とし、イノシシについては特に被害が大きいことから現状値の3分の1の目標値としている。

また、イノシシについて、同市の平成 20 年度から 22 年度における被害防止計画及び実施計画の捕獲計画数と捕獲実績とを比較すると、いずれの年も実績が計画数を上回っており、22 年度の捕獲実績は捕獲計画数の 2.5 倍となっている。

しかし、捕獲計画数以上に捕獲を行っても、被害金額は大幅に増加しており、被害軽減に十分な量の捕獲数となっておらず、同市が設定していた捕獲計画数は被害軽減を図る上で過少なものとなっていたものと考えられる。そのため、被害軽減を計画的に進めるには、特定計画の作成に当たって、鳥獣の生息数をできるだけ的確に把握し、生息数に見合った捕獲数を設定した上で、市町村がこれを踏まえた実施計画を作成するように支援し、また、被害防止計画の作成に当たっては、捕獲目標が実施計画(特定計画)と整合が取れるよう都道府県と協議するなど、両面から整合性を図るための取組が重要である。

ii) 沖縄県内の調査対象町では、前回の被害防止計画(計画期間:平成20年度から22年度まで)において、カラスの捕獲実績は各年度とも計画を達成していない(各年度の捕獲計画数1,000羽に対して、捕獲実績は20年度0羽、21年度478羽、22年度707羽)。しかし、平成23年度からの新たな被害防止計画では、カラスの捕獲計画数を、先行して被害防止計画を作成していた隣接村の捕獲計画数を参考に設定しており、同町の面積が同村よりも広いことから、より多くの捕獲数が見込めるとして、各年度とも同村の1.5倍の捕獲計画数を設定(23年度の捕獲計画数2,000羽)しており、過去の捕獲実績を反映していない過大な目標になっている。

なお、隣接村では、過去の捕獲の実績等(捕獲従事者数、購入可能弾数、命中率)を踏まえ、被害防止計画におけるカラスの捕獲計画数を設定している。

図表Ⅱ-1-(1)-24

図表Ⅱ-1-(1)-②

iii) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業のポイント配分では、被害防止計画において、被害面積又は被害金額のいずれかを 30%以上軽減する目標を設定する場合には 3 ポイント、いずれも 30%以上軽減する目標を設定する場合には 5 ポイントが配分されることとなっている。このため、調査対象 22 市町村等のうち、主な鳥獣の被害面積又は被害金額の被害軽減目標のいずれかを 30%程度としているものが 8 市町村、いずれも 30%程度としているものが 6 市町村みられた。

また、調査対象 22 市町村等の中には、被害軽減目標の設定根拠について、鳥獣被害防止総合対策交付金事業のポイントを獲得するため、現状値の 70% (30%の軽減) を目標値にしたとしているものがみられた。

② 被害防止計画の現状値の設定が不適切な例

調査対象 22 市町村等の 21 被害防止計画をみたところ、計画期間初年度の 2 年以 上前の被害実績をもって現状値としているものが、10 計画 (47.6%) あった。

なお、残りの 11 計画については、計画期間初年度の前年度の被害実績を現状値としている。このうち、道県との被害防止計画に係る協議時期について、被害実績が把握できてから行うとして、被害防止計画の作成を遅らせ、計画初年度の開始月を遅らせているもの(6計画)、年度終了前の最新の被害実績の速報値を現状値としているもの(1計画)がみられ、また、残りの4計画については前年度の被害実績を現状値に反映できている理由は不明であった。

③ 複数市が共同で作成した被害防止計画の被害軽減目標、捕獲計画数の記載内容に 齟齬があり、県から統一するよう意見が付されているが、それが十分には反映され ていない例等

滋賀県内の調査対象2市では、平成23年度に共同で被害防止計画を作成しているが、被害防止計画における被害軽減目標、捕獲計画数の記載をみると、i)一方の市では、鳥獣別に被害農作物の品目ごとの被害軽減目標を設定しているのに対し、もう一方の市では、鳥獣別の被害軽減目標のみを設定している、ii)一方の市では、狩猟による捕獲目標数と有害鳥獣捕獲による捕獲目標数をそれぞれ設定し、その合計を捕獲目標数としているのに対し、もう一方の市では、捕獲計画数に狩猟による捕獲計画数分を計上していないなど、両市の記載内容が異なるものとなっている。

これらについて滋賀県は、被害防止計画作成時の協議において指摘したいくつかの事項は修正されており、また、最終的には、その内容は作成主体である市の判断によると説明しているが、被害防止計画の内容について十分な指導・協議が行われていないものと考えられる。

また、滋賀県は、調査対象2市が共同で作成する被害防止計画案の協議を受けた際、同県が示した意見書において、「カワウの被害金額については魚類の捕食量全てが被害金額とは言えない。調査対象市内に限定した被害金額の算出根拠又は留意

図表Ⅱ-1-(1)-26

図表Ⅱ-1-(1)-②

図表Ⅱ-1-(1)-29

図表Ⅱ-1-(1)-30

事項を注釈として併記すべき。」と意見を付しているが、決定した被害防止計画には、「カワウについては、原則として生息数と一羽当たりの捕食量により算出しています。」との注記があるのみで、意見書の趣旨が反映されていないものとなっている。

# ④ 町全域が計画対象区域であるにもかかわらず、被害防止計画で一部区域のみの現 状値、目標値等が設定されている例

徳島県内の調査対象町が作成した第1期の被害防止計画(計画期間:平成20年度から22年度まで)では、従来、全5地区のうちの3地区が農林水産省の補助事業(鳥獣害防止総合対策事業)の対象とされていることから、当該3地区の被害状況(被害金額及び被害面積に係る現状値)や被害軽減目標値を設定している。

このため、第1期の被害防止計画の事業評価は、当該3地区の被害実績に基づいて行われているが、新たに作成した第2期の被害防止計画(計画期間:平成23年度から25年度まで)においても、第1期の被害状況等の数値との整合性を考慮して、当該3地区に係る被害状況を基に被害軽減目標を設定しており、同町全域の目標設定となっていない。

# エ 被害防止計画の作成における特定計画・実施計画との整合性の確保

調査対象9道県における被害防止計画と特定計画・実施計画との整合性について調査したところ、以下のとおり、被害防止計画における捕獲計画数について、特定計画との整合性を取るため、特定計画に基づき市町村ごとに作成する実施計画の捕獲目標数と合わせているものの、市町村ごとの実施計画における捕獲目標数の合計が、特定計画の道県全体の捕獲目標数を大幅に上回るものとなっており、結果的に被害防止計画と特定計画の整合性が取られてない例や、遊動域の広い鳥獣(ニホンザル)について、共通の遊動域にある市町村が同じ群れを重複して捕獲計画に計上している例などがみられた。

これは、調査対象9道県において、特定計画の作成以降、対象鳥獣の生息動向のモニタリングが実施されないまま、特定計画に基づく市町村ごとの実施計画が定められたため、特定計画の捕獲目標数と市町村ごとの実施計画の捕獲目標数の合計が整合していないことや、被害防止計画の協議を行う際に、特定計画に定める捕獲目標数と被害防止計画に定める捕獲計画数の調整を十分行えないことなどが原因と考えられる。

#### 〔事例1〕

愛知県では、市町村が特定計画を実施するために作成する実施計画について、 毎年度見直すよう指導することとしており、その中で被害防止計画と特定計画の 整合性を取るとしている。しかし、平成 23 年度の捕獲計画数をみると、特定計 画における捕獲目標数よりも、県内の市町村が作成した実施計画における捕獲計 画数の合計数が上回っており、特にイノシシとニホンジカについては約 2 倍とな

図表Ⅱ-1-(1)-③

っている。

なお、愛知県は、市町村に対し、被害防止計画と実施計画の整合性を取るよう 指示しており、市町村においても被害防止計画における捕獲計画数等と実施計画 における捕獲計画数等との整合性の確保に努めている。しかし、実施計画の捕獲 計画数と特定計画の捕獲目標数とがかい離したものとなっているため、結果とし て被害防止計画と特定計画との整合性が取られていない状況となっている。

#### (参考) 県が特定計画で定めた捕獲目標数を市町村に振り分けている事例

長野県では、ニホンジカについては、特定計画において、地域個体群別に、年間の捕獲計画、計画最終年度の目標個体数を示している。また、市町村に配布している「保護管理計画の進め方」の中で、生息地面積の割合(生息密度)に基づき県全体の捕獲目標を各市町村別の捕獲目標数に振り分けることにより、特定計画の実効性を高めるとともに、県と市町村が整合性のある捕獲を進めることとしている。

#### [事例2]

ニホンザルの行動域については、環境省作成の「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン (ニホンザル編)」(平成22年3月)によると、「一群あたりの行動域は、数平方キロから数10平方キロ、特に広い場合は100平方キロにもなる場合がある。」とされている。

山形県内の調査対象2市町におけるニホンザルの生息状況をみると、隣接する 県内3市及び宮城県内の1町も遊動域とするものが計6群305頭存在しており、 県域及び市町村域をまたがって共通の群れが生息している。

しかし、山形県内の市町村が特定計画に基づき作成した実施計画をみると、県内5市町において、当該市町を遊動域とする群れについて、それぞれの捕獲計画に計上しており、それに基づいて、被害防止計画の目標数を設定しているため、県の特定計画と実施計画及び被害防止計画との整合性が取られていない。

なお、山形県ニホンザル特定計画では、保護管理事業を行うため、毎年度、関係市町村の実施計画を取りまとめ、県全体の実施計画を作成することとしているが、関係 13 市町のうち 2 町が実施計画を作成していないことから、県全体の実施計画を作成していない。

また、調査対象とした9道県の中には、以下のとおり、被害防止計画の捕獲計画数と特定計画の捕獲目標数等との整合性は保たれているものの、市町村が被害防止計画の捕獲計画数を設定するに当たり、特定計画の捕獲目標数等との整合性を図りにくいものとなっている例がみられた。

#### [事例3]

広島県のニホンジカに係る特定計画(平成20年3月)における捕獲目標数及 び捕獲の上限と関係市町の被害防止計画上の捕獲計画数についてみたところ、市 町が被害防止計画を作成する際、「特定計画の捕獲目標数」と「捕獲上限」のい

図表Ⅱ-1-(1)-32

ずれを基準にして捕獲計画を定めるのが妥当なのかが分かりにくいものとなっていること、また、「特定計画の捕獲目標数」と「捕獲上限」が市町の行政区域とは異なる区域設定となっており、別途、市町別に捕獲目標数の割り当ても行われていないことから、県及び関係市町の双方において、被害防止計画の捕獲計画数と特定計画の捕獲目標数等との整合性を図りにくいものとなっている。

なお、特定計画の捕獲目標数等には、狩猟による捕獲も含まれているが、市町においては、狩猟による捕獲実績を把握できることとなっておらず、それを見込んだ上で必要な捕獲数(許可捕獲)を計画することが難しい状況もみられた。

ちなみに、当省において試算した結果、次表のとおり、特定計画の対象地域となっている6市町の被害防止計画における各捕獲目標数の合計は3,681頭で、県の許可捕獲の目標数2,549頭(試算)を約1,100頭上回り、県の許可捕獲の上限数を相当下回るものとなっている。

#### 表 広島県におけるニホンジカの特定計画と被害防止計画の捕獲目標の整合性

区 分	頭数
特定計画の捕獲目標数(許可捕獲及び狩猟)(a)	4,125 頭
年間平均狩猟捕獲数(平成 20 年度から 22 年度)(b)	1,576頭
特定計画の捕獲目標数(許可捕獲分の試算。特定計画の捕獲目標数 (a) -平均狩猟捕獲数(b))	2,549 頭
特定計画対象地域の6市町の被害防止計画の捕獲目標数合計	3,681 頭
[参考] 特定計画の捕獲上限数(許可捕獲及び狩猟)	8,700頭

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 「特定計画の捕獲目標数」は、平成24年度までにニホンジカの生息数を半減させるための年間捕獲必要数。 また、参考の「特定計画の捕獲上限数」は、5年後に目標生息率を達成するための必要な年間捕獲数である。
  - 3 6市町のうち1市については、被害防止計画において、捕獲目標数を「過去の実績から推定」としているため、当省が平成20年度から22年度の有害捕獲実績(20年度208頭、21年度260頭、22年度284頭)の平均から251頭と試算し、合計3,681頭とした。

#### オ 被害防止計画の目標達成状況の評価結果に基づく改善の徹底等

#### (7) 目標未達成の場合の改善計画作成の励行

前述(第3-1-(1)-オ-(ウ))のとおり、交付金実施要綱等では、被害防止計画の被害軽減目標の達成率が70%未満の場合、改善計画を作成することとされている。

調査対象 22 市町村等のうち、既に被害防止計画の期間が終了し、事業評価が行われている 13 市町村等の被害防止計画の目標達成状況の評価における被害軽減目標の達成状況を調査したところ、全ての対象鳥獣で目標が達成されたのは4市町村等(30.8%)であり、9市町等(69.2%)は、何らかの鳥獣において目標未達成(被害が増加又は目標達成率70%未満)となっており、改善計画の作成が必要なものとなっていた。しかし、当省の調査時点(平成23年11月末)においては、地方農政局等や道県による改善計画の作成指導が行われていないものもあり、また、該当する市町村等で改善計画を作成しているところはなかった。

図表Ⅱ-1-(1)-33

また、毎年度、市町村等から都道府県に対して提出される被害防止計画の実施状 況報告において、実施状況が低調である場合に都道府県が行う指導について、低調 と判断する具体的な基準や、どのような指導を行うかといった具体的な方法等が農 林水産省から示されていないとして、指導を行っていない状況がみられた。

#### [事例]

徳島県内で、平成 20 年度から 22 年度までを被害防止計画の期間とし、21 | 図表Ⅱ-1-(1)-⑭ 年度までに鳥獣被害防止総合支援事業等を実施した県内の7市町村等につい て、計画期間終了後の評価結果では2市町村等で目標年度における目標達成率 が70%未満となっているが、中国四国農政局は、これらの2市町村等に対し目 標の達成に向けた指導を十分行っておらず、当省の調査当時(平成23年11月 末)には、改善計画が作成されていない。

また、平成20年度及び21年度の当該7市町村等の被害防止計画の実施状況 報告の内容をみると、各年度とも4市町村等において、目標年度の被害軽減目 標に対して達成率が 70%未満となっているが、中国四国農政局は徳島県に対 し、また、徳島県は、これらの市町村等に対し目標の達成に向けた指導を十分 に行っていない。

なお、これに関し、徳島県は、実施状況報告について、実施状況が低調であ ると判断する具体的な基準や、市町村等への具体的な指導方法について農林水 産省から示されていないため、指導を実施することができないとしている。

# (イ) 被害防止計画の見直しに係る評価結果の活用

交付金実施要綱等に基づき、市町村等は、被害防止計画の目標年度の翌年度(9 月まで)に事業評価を実施し、地方農政局等に報告することとされている。

しかし、平成22年度に被害防止計画の目標年度が終了し、9月までに評価報告 を行った調査対象3市町(愛知県内1市、徳島県内2市町)では、次期被害防止計 画の作成を、前期被害防止計画の最終年度(22年度)に行っていることから、前期 計画の事業評価を行っても、次期計画の作成に活用するには間に合わないとしてお り、事業評価の結果を次期被害防止計画の見直しに活用できる仕組みになっていな 11

また、調査対象 22 市町村等の中には、次期計画期間中に、前期の評価結果を踏 まえ計画の見直しを道県と協議し、改訂しているものもみられた。

#### (評価結果の次期被害防止計画への活用に関する市町村の意見)

① 平成22年度を目標年度とする被害防止計画の評価報告は、22年度の実績値を 基に被害軽減目標の達成率を算出して評価を実施するため、計画期間終了後の翌 年度(23年度)に行わなければならず、一方、次期被害防止計画は、前計画の計 画期間が終了する前(22年度内)に県の協議を経て完成しなければならないので、

図表 Ⅱ-1-(1)-35

評価結果を被害防止計画の作成に活用していない。

② 評価結果が得られたのが平成23年9月であったため、今回の被害防止計画の改定時期(平成23年3月)に間に合わず、評価結果を反映したものとなっていない。

#### 【所見】

したがって、農林水産省及び環境省は、鳥獣被害防止対策の計画的かつ効果的な実施を推進する観点から、市町村が作成する被害防止計画の的確化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村が作成する被害防止計画の基礎となる、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の生息状況や生息環境を把握するための生息調査の実施を推進するため、次の措置を講ずること。
  - i) 都道府県が鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用して、総合的な被害防止対策の一環としての生息調査等を実施できるようにすること。(農林水産省)
  - ii) 都道府県が実施する生息調査において、対象鳥獣の生息域や行動範囲に応じた きめ細かな調査や鳥獣の生息動向に応じた調査データの更新などが適切に実施 されるよう、都道府県に対し、必要な技術的助言を行うこと。(環境省)
- ② 農林水産省は、被害防止計画の作成に必要な鳥獣による農作物被害の実態を的確に把握するため、都道府県及び市町村において過度な負担とならない程度に、合理的かつ共通的な考え方に基づく被害金額等の算出が的確に行われるよう支援すること。

また、農林水産省(水産庁)は、カワウによる漁業被害の実態を的確に把握し、 市町村が被害防止計画等に活用できるようにするため、漁業被害金額等の合理的な 算定方法を開発し、都道府県及び市町村に示すこと。

さらに、農林水産省は、鳥獣による被害防止対策を効果的に実施するため、市町村が行う原因究明活動等に対する技術的助言を強化すること。また、環境省は、農林水産省の行う当該技術的助言が効果的に推進されるよう、都道府県が行う鳥獣の生態、生息動向調査等の鳥獣の保護管理において技術的助言を強化すること。

- ③ 農林水産省は、被害防止対策の内容が、過去の捕獲の実績、的確な生息状況や被害状況を踏まえた妥当なものとなるよう、市町村及び被害防止計画の協議を受ける都道府県に対し、必要な助言を行うこと。
- ④ 農林水産省は、被害防止計画の捕獲計画と特定計画の捕獲目標との整合性が図られるよう、市町村及び被害防止計画の協議を受ける都道府県に対し、必要な助言を行うこと。

また、環境省は、市町村との連携により特定計画における保護管理の目標数と実施計画の捕獲目標との整合性が図られるよう、都道府県に対し、特定計画における捕獲目標数の設定、変更について、必要な技術的助言を行うこと。

⑤ 農林水産省は、被害防止計画の目標達成状況に係る評価結果が、改善計画の作成	
や被害防止計画の見直しに適切に反映されるよう必要な措置を講ずること。	
また、農林水産省は、都道府県が市町村等からの事業等の実施状況報告により的	
確な指導を行えるよう、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判	
断する場合の具体的な基準及び指導方法を都道府県に示すこと。	

#### 図表 Ⅱ-1-(1)-① 鳥獣の生息調査等に関する方針等(抜粋)

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(抜粋)
- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
  - 2 被害の状況、鳥獣の生息状況等の調査及び被害原因の究明
    - (1) 鳥獣の生息状況及び生息環境の適確な把握

鳥獣は、自然界で自由に行動することに加え、主な生息場所が急峻で複雑な地形であったり、植生により見通しが悪い場合も多く、生息数についてはある程度の幅を持った推定値となることはやむを得ないものの、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するためには、鳥獣の生息数を適確に把握することが重要である。このため、国及び地方公共団体は、生息環境、生息密度捕獲数、繁殖率等のデータを種別、地域別に把握する等、鳥獣の生息数を適確に把握する取組を推進する。

○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

(調査)

- 第七十八条の二 環境大臣及び都道府県知事は、<u>鳥獣の生息の状況、その生息地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、基本指針の策定又は変更、鳥獣保護事業計画の作成又は変更、この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用する</u>ものとする。
- (注)下線は、当省が付した。

#### 図表 Ⅱ-1-(1)-② 野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領

# 野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領

#### 1 目的

本調査は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)第13条第1項の規定に基づき、鳥獣による農作物の被害状況を的確に把握し、効果的かつ効率的な被害防止対策の策定に必要な資料を得ることを 目的とする。

#### 2 調查対象農作物

本調査の対象とする農作物は、次のとおりとする。 稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸農作物、その他

#### 3 調查対象鳥獣類

本調査の対象とする鳥獣類は、次のとおりとする。

スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒヨドリ、ハト、キジ、サギ、その他鳥類、ネズミ、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、マングース、タイワンリス、キョン、その他獣類

# 4 調査事項

鳥獣種類別に被害を受けた農作物の被害面積、被害量、被害金額とする。

#### 5 調査方法及び報告

① 市町村長は、被害農家から被害が軽微な場合でも報告してもらうよう市町村広報 誌等により、農家へ周知を徹底するとともに、より的確な被害把握のため、簡易な 被害報告書(別添参照)を添付することも有効であることから、その取組に努める ものとする。

また、被害の取りまとめに当たっては、

- ア. 農業共済対象作物については、農業共済組合へ照会(被害数値に齟齬があった場合は、農業共済の数値を優先)
- イ. 農業共済非対象作物については、有害捕獲申請書と確認 に努めるものとする。

さらに、JA等関係団体からの聞き取りや、可能な限り現場確認を行うことにより、 的確な被害状況の把握に努めるものとする。

市町村長は、別紙野生鳥獣による被害状況調査票若しくは都道府県知事が調査票 に必要事項を加えた場合にあっては当該調査票に被害状況を取りまとめ、毎年度都 道府県知事の定める日までに都道府県知事に報告するものとする。

② 都道府県知事は、別紙都道府県集計シートに被害状況を取りまとめ、地方農政局長を経由して(沖縄県知事は沖縄総合事務局長を経由して、北海道知事は直接)、毎年度農林水産省生産局長が定める日までに農林水産省生産局長に報告するものとする。

#### 6 調查期間

調査期間は、毎年度4月から翌年3月までとする。

#### 平成22年度 野生鳥獣による農作物の被害状況調査票

(犯人に当たってのお願い)
1 昨年度の種害状況について、「被害状況の把握に当たって用いた方法」「鳥獣別、作物別の被害面積、被害者、被害金銭」「被害の特徴」について記入願います。
2 市司村において、本・ナート・シートタブが水色)に入力したデータは、自動的に4つの集計用シート・シートタブが黄色)に復写されるように設定されています(集計シートの様式は変更しないでください。)。
このため、配入機(水色のセル)以外のセルには入力しないでください。また、被害状況の把握方法や被害の特徴の入力セルにおいては、文字がセルの表示幅からあふれてもかまいません(配入機以外のセルに入力しても 【被害状況の把握に当たって 1 農家からの報告 用いた方法】 2 集落代表者からの報告 【都道府県名】 【市町村名】 5 JAからの聞き取り 6 猟友会からの聞き取り 3 農業共済組合へ照会 7 現地調査 (鉄当セルに移動して、) 〇印を選択します。 4 有害捕獲申請書と確認 8 その他(文字があふれてもかまいません。) <u>◇</u> 獣類 ◇ 鳥類 被害量(kg) 被害金額 (千円) 被害量 (kg) 被害金額 (千円) 被害量(kg) 被害面積 被害面積 種 類 農作物名 種 類 農作物名 種 類 農作物名 豆類 豆類 豆類 雑穀果樹 雑穀果樹 雑穀 果樹 ネズミ 飼料作物 飼料作物 飼料作物 野菜 野菜 いも類 いも類 工芸作物 工芸作物 工芸作物 その他 その他 その他 麦類 豆類 雑穀 麦類 豆類 雑穀 麦類 豆類 雑穀 果樹 カラス 飼料作物 果樹飼料作物 果樹 飼料作物 野菜 野菜 野菜 いも類 工芸作物 いも類 工芸作物 工芸作物 その他 計 その他 計 その他 麦類豆類 雑穀 雑穀 果樹 雑穀 果樹 ヌート リア カモ 飼料作物 クマ 飼料作物 飼料作物 野菜 野菜 野菜 いも類 工芸作物 工芸作物 工芸作物 麦類 麦類 麦類 豆類 雑穀 豆類 雑穀 雑穀 果樹 果樹 果樹 ムクド イノシ マン グース 飼料作物 飼料作物 飼料作物 野菜 いも類 工芸作物 その他 その他 その他 麦類 麦類 麦類 豆類雑穀 豆類雑穀 雑穀 果樹 果樹 果樹 タイワ ンリス 飼料作物 野菜 ヒヨドリ 飼料作物 モグラ 飼料作物 野菜 野菜 いも類 いも類 いも類 その他 その他 その他 稲麦類 麦類 麦類 豆類 雑穀 果樹 豆類 雑穀 果樹 豆類 雑穀果樹 飼料作物 野菜 いも類 飼料作物 野菜 ハト 飼料作物 サル キョン 野菜いも類 いも類 工芸作物 工芸作物 その他 その他 麦類 麦類 麦類 豆類 果樹 果樹 その他 獣類 キジ 飼料作物 シカ 飼料作物 飼料作物 いも類 いも類 いも類 工芸作物 工芸作物 工芸作物 その他 その他 その他 稲 麦類豆類 麦類豆類 麦類 豆類 雑穀 雑穀 雑穀 果樹 飼料作物 果樹 飼料作物 果樹 飼料作物 工芸作物 工芸作物 工芸作物 その他 麦類 麦類 被害の特徴 豆類 豆類 その他 鳥類 飼料作物 飼料作物 いも類 工芸作物 工芸作物 (配入例)
「山のブナなどの実があったため、イノシンの出没が少なかった。
「昨年に比べてシカの集落への出没が多く、被害が大幅「増加した。」
「〇〇集落では、〇〇事業により、広域的な防護機の整備したため、〇〇の被害が減少した。

#### 被害状況調査票の記入上の留意事項等

1 農作物の野生鳥獣の被害状況の算出について

#### (1) 鳥獣の種類

鳥獣の種類名は、スズメ、カラス、カモ、ムクドリ、ヒョドリ、ハト、キジ、サギ、その他鳥類、ネズミ、ウサギ、クマ、イノシシ、モグラ、サル、シカ、カモシカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、マングース、タイワンリス、キョン、その他獣類の分類により種類ごとに記入してください。

#### (2) 農作物

稲、麦類、豆類、雑穀、果樹、飼料作物、野菜、いも類、工芸作物、その他

# (3) 被害面積

野生鳥獣による農作物の被害が発生したほ場において被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質があった実面積として下さい。

# (4) 被害量

野生鳥獣による農作物の被害が発生しなかった場合に見込まれる収量又は品質から、減収又は減質した量として下さい。

#### (5) 被害金額

被害金額は、被害量に、調査年におけるそれぞれの県内の被害地域における標準的な価格の実態を表す被害農産物の単価(例えば県農林水産統計年報の数字等)を乗じて算出した金額(品質低下の場合は、被害量に被害がなかった場合の生産者販売価格と実際の生産者販売価格の差を乗じた金額)として下さい。

なお、育苗期の被害は、種苗価格で算出し、植付けが遅れることにより最終的な 収量が減少した場合は、その減少分の額も被害額に加えて下さい。

永年性作物の樹体被害は、損傷程度(樹冠面積の2/3以上が折損もしくは枯死するような場合には、被害100%)に「農畜産業用固定資産評価基準」を乗じて算出して下さい。

(6) 小数点以下の数がある場合には、少数第1位を四捨五入して下さい。

# 図表Ⅱ-1-(1)-③ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(抜粋)

(被害防止計画)

- 第四条 <u>市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、</u> <u>単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画(以下「被害防止計</u> <u>画」という。)を定めることができる。</u>
- 2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
  - 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止 計画の対象とするもの(以下「対象鳥獣」という。)の種類
  - 三 被害防止計画の期間
  - 四 対象鳥獣の捕獲等(農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等(鳥獣保護法第二条第三項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。)又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等(鳥獣保護法第八条に規定する採取等をいう。)をいう。以下同じ。)に関する事項
  - 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等 以外の被害防止施策に関する事項
  - 六 被害防止施策の実施体制に関する事項
  - 七 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
  - 八 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
- 3、4 (略)
- 5 <u>市町村は、被害防止計画を定めようとする場合には、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</u>この場合において、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載しようとするときは、当該許可権限委譲事項について都道府県知事の同意を得なければならない。
- 6 <u>都道府県知事は、被害防止計画が当該市町村の鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況に基づいて作成される必要があり、かつ、当該市町村がその状況を適確に把握することができる立場にあることを踏まえ、前項前段の協議を行うものとする。</u>

# $7 \sim 11$ (略)

(注)下線は、当省が付した。

# 図表 II -1-(1)-④ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な 指針(抜粋)

#### 二 被害防止計画に関する事項

市町村は、被害防止対策協議会等の関係者からの意見を聴取し、必要に応じて都道府県や専門家からの情報の提供や技術的な助言を受けつつ、当該市町村を対象地域として、被害防止対策の実施体制や、被害を及ぼす鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置等の被害防止対策を明らかにした、被害防止計画の作成を推進する。

その際、鳥獣の生態や生息状況等の科学的知見を踏まえた総合的かつ効果的な被害防止対策の実施 が図られるよう、対策の適切な組合せに留意するとともに、対策の実施効果を踏まえ、被害対策の柔 軟な運用が図られることが重要である。

1 効果的な被害防止計画の作成推進

効果的な被害防止対策を実施するためには、個人を中心とした対応ではなく、鳥獣の行動域に対応して市町村等地域全体で取り組むことが必要である。この場合、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的である。このため、市町村は、必要に応じて、地域の状況を踏まえ、複数の市町村が相互に連携して、被害防止計画を共同して作成するよう努める。

また、鳥獣は、市町村の区域のみならず、都道府県の区域を超えて生息している場合もあることから、市町村は、地域の状況に応じて、都道府県の区域を超えて、複数の市町村が共同して被害防止計画を作成することができるものとする。この場合、鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく都道府県知事の協議については、当該被害防止計画に係る全ての都道府県知事に対して行う。

#### 2 (略)

3 被害防止計画に定める事項

被害防止計画においては、次に揚げる事項を定めるものとする。

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
  - ① 被害の現状及び被害の軽減目標

当該市町村において被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、被害金額、被害の発生時期等の被害の現状を記載する。また、被害の現状を踏まえ、被害防止計画の目標年度における被害金額等の被害軽減目標を記載する。

② 従来講じてきた被害防止対策

従来、当該市町村において講じてきた捕獲、侵入防止柵の設置等に係る被害防止対策と、被害防止を図る上でさらに取り組むべき課題について記載する。

③ 今後の取組方針

被害の現状、被害の軽減目標、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害防止対策に係 る課題を明らかにした上で、当該市町村における今後の被害防止対策の取組方針について記載 する。

(2) 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類は、当該市町村の区域において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣とする。

(3) 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間は3年程度とする。なお、計画の期間内であっても、農林水産業に係る被害状況等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

- (4) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
  - ① 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊における対象鳥獣捕獲員等の捕獲の担い手の確保、農 林漁業者による狩猟免許の取得促進等、対象鳥獣の捕獲体制の構築に関する取組について記載 する。

② 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績や生息状況、被害の発生時期等を踏まえて、対象鳥獣の毎年度の捕獲計画数等とその設定の考え方、捕獲手段等の具体的な取組について記載する。

③ 許可権限委譲事項

被害防止計画に許可権限委譲事項(鳥獣被害防止特措法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。)を記載する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記載する。 都道府県知事は、許可権限委譲事項について鳥獣被害防止特措法第4条第5項後段の規定に基づく同意を求められている場合には、ツキノワグマ等都道府県によっては生息数が著しく減少している鳥獣や、単独の市町村や都道府県のみでは適切な保護が困難な鳥獣であって、捕獲等を進めることにより絶滅のおそれがある鳥獣など、鳥獣の保護を図る上で著しい支障が生じるおそれがある場合等を除き、原則として同意をするものとする。

(5) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

侵入防止柵の設置及び管理に関する取組に加え、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備及び保全、牛等の放牧、犬等を活用した追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等、当該市町村が行う取組の内容及び毎年度の実施計画について記載する。

- (6) 被害防止施策の実施体制に関する事項
  - ① 被害防止対策協議会に関する事項

市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止 対策協議会を設置している場合は、その名称及び被害防止対策において、当該協議会の各構成 機関が果たすべき役割について記載する。

② 関係機関に関する事項

対策協議会の構成機関以外に、研究機関やNPO等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合は、それらの関係機関が果たすべき役割について記載する。

③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置する場合には、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、 鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置・運営について必要な事 項を記載する。

④ 自衛隊への協力要請に関する事項(略)

(7) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記載する。

この場合、捕獲等をした鳥獣の肉としての利活用等を推進する場合は、安全性確保の取組等についても記載する。

(8) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記載する。

4 (略)

(注)下線は、当省が付した。

# 図表 II-1-(1)-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく 被害防止計画の作成の推進について(平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水 産省生産局長通知)(抜粋)

# 1 記入に当たっての留意事項

被害防止計画の作成に当たっては、次に掲げる内容について記入するものとする。

なお、別記様式第1号の3から7までに係る事項については、必ずしも全ての事項を記入する必要はなく、被害防止計画を作成する市町村(以下「当該市町村」という。)が取り組む事項のみを記入すればよいものとする。

- (1) 対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間等
  - 対象鳥獣

当該市町村の区域内において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきとして判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する。なお、対象鳥獣については複数の種類を記入できる。

② 計画期間

計画期間は3年程度とする。なお、この場合の年単位は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

③ 対象地域

対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

- (2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
  - 被害の現状

当該市町村において、被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、それらの被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。以下同じ。)等を記入する。

② 被害の傾向

被害防止対策の実施に当たっては、地域全体で被害についての共通認識を形成することが重要であることから、当該市町村において、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増加傾向等の被害の現状について、必要に応じ地図等を活用しつつ、記入するよう努める。

- ③ 被害の軽減目標
  - ①及び②を踏まえつつ、対象鳥獣ごとに、被害防止計画で定める計画期間の最終年度における被害金額、被害面積等の被害軽減目標を記入する。この場合、複数の指標に係る目標を設定しても差し支えない。
- ④ 従来講じてきた被害防止対策

当該市町村において、直近3ヶ年程度に講じてきた捕獲体制の整備、捕獲機材の導入等の捕獲に関する取組、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動の実施、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等の被害防止対策について記入した上で、今後、被害防止対策を図る上で取り組むべき課題について記入する。

⑤ 今後の取組方針

被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、③で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

その際、必要に応じて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防除に関する専門家からの助言等を受け、取組の難易等について関係者全体で検討の上、地域として取り組む事項について、優先順位を明確にすることが望ましい。

- (3) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
  - ① 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命の状況、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制等を記入する。また、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

② その他捕獲体制に関する取組

捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成、確保等についての年度別取組内容について記入する。

③ 対象鳥獣の捕獲計画

近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況、農林水産業等に係る被害の発生時期、発生場所等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方、対象鳥獣の年度別捕獲計画数、わな等の捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等を記入する。

④ 許可権限委譲事項

許可権限委譲事項(法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。以下同じ。)を記載する場合にあっては、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。

- (4) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
  - ① 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣による農地等への侵入を防止するための防護柵について、設置する柵の種類、設置規模等についての年度別整備計画を記入する。

② その他被害防止に関する取組

侵入防止柵の適正な管理、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払い等里地里山の整備、 大等を活用した追上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について、 年度別取組内容を記入する。

- (5) 被害防止施策の実施体制に関する事項
  - ① 被害防止対策協議会に関する事項

市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する被害防止対 策協議会を設置している場合にあっては、その名称、当該協議会を構成する関係機関等の名称及 び被害防止対策として、各構成機関が果たすべき役割について記入する。

② 関係機関に関する事項

対策協議会の構成機関以外に、研究機関、NPO等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合にあっては、関係機関の名称及びこれらの果たすべき役割を記入する。

③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

法第9条に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置する場合にあっては、鳥獣被害対策実施隊が行う 被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置、運営等に ついて必要な事項を記入する。

④ その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他被害防止施策の実施体制に関し必要な事項を記入する。なお、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第100条の規定に基づき、自衛隊による侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備に係る協力を求める内容について記入する場合は、事前に、農林水産省の補助事業等を活用した建設業者への委託等他の手段による対応の可能性について、地方農政局、関係地方自治体等に相談しつつ、検討を行うこととする。

(6) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法を記入する。

この場合、捕獲等をした鳥獣について、肉として利活用等する場合は、食品衛生に係る安全性確保の取組等についても記入する。

また、捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画についても記入する。

(7) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(1)から(6)までのほか、その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

- 2 その他の留意事項
  - (1) 被害防止計画の公表

(略)

(2) 被害防止計画の実施状況の報告

市町村長は、対策実施年度の翌年度の6月末日までに、被害防止計画の実施状況について都道府 県知事に報告するものとする。なお、その際の報告事項については、被害防止計画に記載する事項 に準ずるものとする。

# 図表 II-1-(1)-⑥ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農 林水産事務次官依命通知)(抜粋)

#### 第五 事業の実施手続

1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害 対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として法第4条に基づき一の被害防止計画を作成している場合にあっては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

2 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1の被害防止計画を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

 $3 \sim 6$  (略)

# 図表 II-1-(1)-⑦ 鳥獣被害防止総合対策交付金配分基準について (平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9427 号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

# 第一 配分基準

各都道府県の推進事業及び整備事業に対する配分額は、それぞれ、次に掲げる1から3までにより配分額を順次算定して得た額を合算して得た額とする。

#### 1 基礎配分

緊急対策枠及び通常対策枠の予算額を合計した予算額のうち、<u>4分の1を都道府県別の要望額に</u> <u>応じて、4分の1を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平</u> 成19年法律第134号)第4条の被害防止計画を作成(都道府県と協議中のものを含む。)している <u>市町村の数に応じて、各都道府県に配分する。</u>この場合、各都道府県の要望額を上限とする。

#### (平成24年度 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準 変更部分)

1 基礎配分

予算額の基礎配分については、次に掲げるとおりとする。

- ① 予算額のうち、1/2を都道府県別の被害額(野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領(平成19年9月26日付け19生産第3909号生産局長通知)に基づく平成22年度被害額)、鳥獣による農林水産業等に係る被の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条の被害防止計画を作成(都道府県と協議中のものを含む。)している市町村の割合及び鳥獣被害防止特措法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊を編成(平成24年度以内に編成することが確実と見込まれるものも含む。)している市町村の割合に応じて、各都道府県に配分する。この場合、各都道府県の要望額を上限とする。
- ② ①で各都道府県に配分した予算額から、各都道府県における平成23年度鳥獣被害防止総合対策 交付金における不用(見込み)額を減じる。

## 2 ポイント配分(緊急対策枠)

緊急対策枠の予算額から1の緊急対策枠に相当する配分額を差し引いて得た残額については、別表の1から6までに基づき算定したポイントの合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額の2分の1に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場合、当該都道府県の要望額から1による配分額を差し引いて得た額を上限とする。なお、同一のポイントの全ての事業実施計画に配分するのに必要な配分額が残されていない場合については、配分しないこととする。

#### 3 ポイント配分(通常対策枠等)

1及び2による配分後の残額については、2で配分対象とならなかった事業実施計画について、 別表により算定したポイント(ただし、別表の3の自給率の向上等に関する審査における3ポイン トについては算定しない。)の合計値の高い事業実施計画から順次、当該事業実施計画に係る要望額 の2分の1に相当する額を、当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。この場 合、当該都道府県の要望額から上記1及び2による配分額を差し引いて得た額を上限とする。 なお、配分残額が同一ポイントの未だ配分対象となっていない事業実施計画の合計の要望額の2 分の1に相当する額の合計を下回る場合には、当該の配分残額をこれらの事業実施計画に係る要望 額に応じて当該計画を含む都道府県計画を作成した都道府県に配分する。

その際、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載された処理加工施設を整備することとしている事業実施計画については、優先的に配分の対象とする。

# 第二 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

# 別表 (抜粋)

ポイント
5
3
1

<sup>(</sup>注)下線は、当省が付した。

# 図表 II-1-(1)-⑧ 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の制定について(平成20年3月31日付け19生産 第9424号農林水産省生産局長通知)(抜粋)

#### 第1 趣旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 第2 事業の取組等

#### 1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命 通知。以下「要綱」という。)の別表に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱第5の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域(以下「市町村域」という。)において、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

#### (2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

#### 2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

# 3 事業実施主体

要綱別表の事業実施主体の欄の農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が別に定める協議会等とは、推進事業にあっては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会(以下「協議会」という。)とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。整備事業にあっては、協議会又はその構成員(試験研究機関を除く。)であって、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。

## 4 事業実施主体の範囲

3において定める協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動 範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又 は複数の市町村を含む地域とするものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

### 図表 Ⅱ-1-(1)-9 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(抜粋)

(被害防止計画)

### 第四条

4 被害防止計画は、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第四条第一項に規定する鳥獣保護事業計画をいう。 以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画(鳥獣保護法第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画をい う。以下同じ。)が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護 事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)と整合性のとれたものでなければならない。

# 図表 II -1-(1)-⑩ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な 指針(抜粋)

- 二 被害防止計画に関する事項
  - 2 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性

市町村が被害防止計画を作成するに当たっては、鳥獣保護事業計画(鳥獣保護法第4条第1項に 規定する鳥獣保護事業計画をいう。以下同じ。)(特定鳥獣保護管理計画が定められている都道府県 の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)との 整合性が保たれるよう、当該市町村が存する都道府県における鳥獣の生息状況や、都道府県が実施 する鳥獣の保護管理対策の実施状況について、十分留意するものとする。

なお、都道府県は、市町村から鳥獣被害防止特措法第4条第5項前段の規定に基づく被害防止計画の協議があった場合には、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画との整合性に十分配慮しつ、、市町村が被害の実情に精通していることを踏まえて、当該協議を行うものとする。

(注)下線は、当省が付した。

### 図表 Ⅱ-1-(1)-① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

- 第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護事業計画」という。)を定めるものとする。
- 2 鳥獣保護事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 鳥獣保護事業計画の計画期間
  - 二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項
  - 三 鳥獣の人工増殖(人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。)及び放鳥獣(鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。)に関する事項
  - 四 第九条第一項の許可(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係るものに限る。)に関する事項
  - 五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条 第一項に規定する猟区に関する事項
  - 六 第七条第一項に規定する特定鳥獣保護管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項
  - 七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
  - 八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
- $3 \sim 5$  (略)
- 第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)の保護のための管理(以下「保護管理」という。)に関する計画(以下「特定鳥獣保護管理計画」という。)を定めることができる。
- 2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 特定鳥獣の種類
  - 二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
  - 三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
  - 四 特定鳥獣の保護管理の目標
  - 五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
  - 六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 3 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に 掲げるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
  - 一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣(以下「希少鳥獣」 という。)であるとき。
  - 二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるとき。
- 7 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。
- 8 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。
- (注)下線は、当省が付した。

# 図表 II-1-(1)-① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に 伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について(平成 20 年 2 月 21 日 付け環自野発第 080221003) (抜粋)

- 1 被害防止計画の作成に係る協議等
  - (1) 鳥獣保護事業計画及び特定津鳥獣保護管理計画との整合性

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。)第 4 条に規定する鳥獣保護事業計画(同法第 7 条に規定する特定鳥獣保護管理計画が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあっては、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画)と被害防止計画は整合性が図られることとなっているが、当該被害防止計画における捕獲計画数の設定の考え方については被害防止計画に記されることになっているとことであり、その設定の考え方の合理性の有無について適切に判断されたい。例えば単独又は複数の被害防止計画における捕獲計画数が特定鳥獣保護管理計画で設定されている保護管理の目標数を上回る場合、整合性がとれているとは言えず、最新の生息状況等も踏まえ、被害防止計画に記す捕獲計画数の調整を図る等の措置が必要と考えられる。特定鳥獣保護管理計画又はそれに相当する計画等がない場合においては、農林水産業等に係る被害の実態を踏まえ、例えば鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 19 年環境省告示第 3 号)の「II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項」の「第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」に示す被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲の考え方等を参考に適切に判断されたい。

(注)下線は、当省が付した。

### 図表 Ⅱ-1-(1)-③ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(第 11 次)(抜粋)

- 第三 特定計画制度の推進
  - 2 地域における取組の充実
    - (1) 実施計画の作成の推進

都道府県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標 数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示 を行うものとする。

また、目標数の達成のためには、地域に即した捕獲手法の導入及び体制整備を図るよう努めるものとする。

さらに、必要に応じて入猟者承認制度や休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度を活用し、 効果的な個体数調整を進めるものとする。

(2) 実施計画に基づく保護管理の推進

鳥獣による被害への対策は、捕獲による対応のみでは不十分であるとの認識の下、鳥獣行政部局は、農林水産行政部局等と鳥獣の生息状況及び被害状況に関する情報を共有して連携を図り、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の被害防除対策と鳥獣の生息環境の管理とを一体的に図る等、総合的な鳥獣保護管理の取組に努めるものとする。

このような総合的な取組は、特に地域レベルで進めることが効果的であり、実施計画の作成により市町村等での地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知する等により地域の共通認識を醸成しつつ、その着実な実施を図るものとする。また、必要に応じて、こうした地域での保護管理の目標を特定計画に位置付けることについても検討するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

# 図表 II -1-(1)-値 鳥獣被害防止対策交付金実施要綱等における被害防止計画の目標達成状況の評価に 関する規程

### 〇 鳥獸被害防止対策交付金実施要綱(抜粋)

### 第九 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、生産局長が別に定めるところにより、地方農政 局長等に報告するものとする。

### 第十 事業の評価

### 1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により事業評価結果の報告を受けた場合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事に対して必要に応じ指導を行うものとする。

なお、地方農政局長等は、当該評価結果を生産局長に報告するものとする。

- (4) 生産局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

### 2 改善計画

(1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、都道府県の指導の下、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに生産局長が別に定めるところにより都道府県知事に報告するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、当該計画を地方農政局長等に生産局長が別に定めるところにより報告するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)により都道府県知事から報告を受けた場合、当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

### 〇 鳥獸被害防止総合対策交付金実施要領(抜粋)

### 第七 事業の評価

- 1 事業評価
  - (1) 要綱第10の1の(1)の評価の報告は、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
  - (2) 要綱第10の1の(1)に定める事業評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うものとする。
- 2 改善計画
  - (1) 要綱第 10 の 2 の (1) の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が 70%未満であるものとする。
  - (2) 要綱第10の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱第10の1の事業評価及び報告を行うものとする。

### 別表 1

### 3 事業評価の報告

9 1 1/4	
区分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目
	事業実施主体名、構成市町村
	2 実施時期に係る項目
	3 事業内容等に係る項目
	事業内容、事業量
	4 管理に係る項目
	管理主体者
	5 利用に係る項目
	供用開始時期、利用率
	6 事業効果、評価に係る項目
	事業効果、経営状況、事業実施主体の評価

### (事務連絡)

# H20~H22 年度の鳥獣被害防止総合対策事業の評価報告の実施について

### 1. 概要

H20 年度から H22 年度に実施された鳥獣被害防止総合対策事業については、事業実施要網・要領に基づき、事業実施主体が属する市町村において作成された被害防止計画の目標年度が H22 年度になっている場合、事業実施主体は各農政局等に、もしくは事業実施主体から報告を受けた都道府県は各農政局等に、H23 年の9月末までに事業評価報告書を提出することとなっています。

このため、各農政局等担当者におかれましては、事業実施主体から評価報告書を徴求して頂くとともに、都道府県へのご連絡をお願い致します。

## (1) 事業実施主体の評価報告書の提出先について

- ① 事業採択年度が単年度の場合
  - (a) H20 年度もしくは H21 年度に採択した場合、報告先は各農政局等(様式:事業実施要領別記様式第3号)
  - (b) H22 年度に採択した場合、報告先は都道府県(事業実施要領別表1の3)
- ② 事業採択年度が複数年度の場合
  - (a) 最終採択年度が H21 年度の場合、報告先は農政局等(様式:事業実施要領別記様式第3号)
  - (1) 最終採択年度が 1122 年度の場合、報告先は都道府県(事業実施要領別表1の3)

### (2)「評価報告書の作成」について

### 【『第三者の意見』について】

- ① 実施要網第6の1の(1)にある「第三者の意見」とは、事業実施主体及びその属する市町村の被害防止対策協議会の構成メンバー以外の学識経験者等の意見とします。
- ② H20 年度及び H21 年度の実施要領別記様式第3号にある「被害防止計画目標評価報告書」の「5. 第三者の意見」欄には、意見とともに第三者の名前及び所属名・役職等を記載するようご指導願います。
- ③ 都道府県から農政局等に報告してもらう場合、H22年度の実施要領別記様式第8号の「5. 第三者の意見」欄に、各事業実施主体が照会した第三者の意見と、その者の名前及び所属名・役職等を記載して頂くよう、都道府県に対してご連絡をお願い致します。

### 【「目標の達成状況の算出」について】

- ① 事業実施主体が同じ市町村に複数ある場合、目標値はその市町村が作成した被害 防止計画に基づくため、実績値も含めて算出した達成率は同じものになると考えら れます。
- ② 被害防止計画に複数の目標指標がある場合、H20 年度及びH21 年度実施要領別記様 式第3号の2「被害防止計画目標の達成状況」欄に適宜項目を増やし、その指標毎 に達成率を記載してもらうよう、ご指導をお願いします。
- ③ H20 年度及び H21 年度の実施要領第6の2に基づき、達成率が70%未満である場合は、改善計画(実施要領別記様式第4号)を作成してもらう必要があります。したがって、複数の目標指標がある場合は、各指標を勘案した総合的な達成率を算出してもらう必要があります。
- ④ そのため、目標指標が複数ある場合は、例えば主要獣種での達成率を採用するなど、地域の実情を踏まえた総合的な達成率も併せて「達成状況」欄に記載するよう ご指導願います。なお、その判断に当たっては、第三者の意見を聞くなどして客観 性の確保に努めるようご指導願います。
- ⑤ なお、達成率の算出にあたっては、H20 年度及びH21 年度の実施要領別記様式第3号の2「被害防止計画目標の達成状況」欄(H20 年度、H21 年度の場合)には、「B(=実績値)/A(=目標値)」とありますが、その意味としては、「B(=基準年値-実績値)/A(=基準年値-目標値)」であるとして算出して下さい。
- ⑥ 都道府県から報告してもらう H22 年度事業の場合は、実施要領別記様式第8号の 4「各事業実施地区における被害防止計画の達成状況」欄に、①~⑤と同様の考え 方に基づき、達成率を記載して頂くよう、都道府県に対して連絡をお願い致します。

### 2. 今後のスケジュール

### ○7月27日

当該評価報告業務について、本省鳥獣被害対策室より各農政局等への事務連絡を発出。

### ○8月~

各農政局等においては、随時、以下の対応を実施。

### 《事業実施主体から各農政局等に報告する場合の対応》

- ・ 事業実施主体に対して、実施要網・要領に基づき、評価報告書を作成し、第三者 の意見を聴いた上で公表するよう指導。
- 9月末日までに、農政局等に報告するよう指導。

### 《事業実施主体から都道府県に報告する場合の対応》

・ 都道府県に対して、事業実施主体に対して事業実施要領別表1の3「事業評価の 報告」を求める必要がある旨を連絡し、かつ、その内容を実施要領別記様式第3号 に基づきとりまとめる必要がある旨を連絡。 ・ 9月末日までに、都道府県から農政局等に別記様式第3号(評価報告)を提出してもらうよう連絡。

# ○10月~

各農政局等において、実施要綱・要領に基づき、改善計画の作成等の指示、都道府県等との連絡調整、関係部局を交えた検討会の開催等、必要に応じた対応を実施。併せて本省に報告。

《 問い合わせ先 》 農業生産支援課鳥獣被害対策室 鳥獣被害対策推進班

課長補佐: 今井 (82575)

係長:山岡 (81885)

TEL (直通): 03-3591-4958

青森県におけるニホンザルの生息動向の把握状況 図表 II-1-(1)-(1

生息地及び 調査対象地域	直近の調査年度	生息数	調査方法	調査報告書等
下北地域	平成 22 年度	56 群 1,923+α頭 (平成 22 年度)	平成 16 年度以降生息動向に関する調査を継続。生 息環境については、農地及び集落周辺のみ実施。	「平成 22 年度下北半 島ニホンザルモニタリン
(むつ市、大間町、			県は市町村の協力を得ながらサルの生息状況や被	グ調査 調査報告書」
風間浦村、佐井村)			害などの状況を把握するため、毎年度モニタリング調 査を実施する。群れごと、加害レベルごとに把握。	
津軽半島地域	平成19年度から	22 群 534 頭	調査手法は、管内の 10 中学校の生徒及び地域住民	「津軽半島ニホンザル
	21 年度	(平成 19 年度から 21 年度)	ヘサルの目撃情報をアンケートにより把握。得られた	生息数等調査報告書
(津軽半島の青森			情報を基に、調査区域を分割して踏査を実施した。(車	2007 2008 年」
			及び徒歩による。)	
町、今別町、中泊町			調査期間は平成19年12月12日から14日の3日間、	
及び五所川原市のサ			20年3月25日から27日の3日間、20年12月15日	
ルが目撃され、猿害			から 19 日の4日間。	
が発生している6 市 町村)				
西海岸地域	平成15年度から	22 群 650+α頭	平成15年度は中学生や地元住民への聞き取り調査。	「平成 19 年3月西海
	18 年度	(平成 15年度から 18年度)	平成 16 年度、17 年度はサルの生息状況を把握する	岸地域ニホンザル生息数
(鯵ヶ沢町及び深浦			ためにサルを捕獲して発信機を装着し、群れを調査。	等調査報告書」
町の日本海沿岸地域			現地調査時は農作物被害の発生状況も調査。	
の猿害が発生してい			18 年度は補足調査をし、報告書の作成をした。	
る地域)				
岩木川上流域	平成 11 年度から	6群 198+ 4頭	ニホンザルによるリンゴを中心とした農作物の被	「平成 16 年 3 月 岩木
	14 年度	(平成 11 年度から 14 年度)	害が拡大し、ニホンザルの群れの状況を把握し、適切	川上流域ニホンザル生息
(西目屋村、相馬村			な保護管理を講じる基礎資料とする。	数等調査報告書」
(現弘前市) 及び弘			・調査時期:平成11年度から14年度にかけて対象地	
前市 (東目屋地区)			域を順次調査	
			・調査方法:発信機の装着によりニホンザルの行動域	
			や生息数の把握に努める。地元農家への被事やで必出心情報の闘き時の	
	3			

(注) 1 当省の調査結果による。2 青森県内におけるニホンザルの地域個体群は、下北、津軽半島及び白神山地の3群であるが、青森県自然保護課は、このうち、白神山地周辺のニホンザルについて、1つの連続した地域個体群との認識を持った上で、鳥獣保護法の観点から把握が必要な地域として、白神山地の西側(西海岸地域)と北側(岩木川上流地域)の群れを

調査している。

図表 Ⅱ-1-(1)-① 愛知県における鳥獣の生息状況に係る調査の実施状況

区				医施方法等(平成 22 年度)
分	実施時期	対象鳥獣	実施方法	実施内容
モニタリング調査	毎年度	イノシシ、 ニホンザ ル、ニホン ジカ、カモ シカ	アンケート 調査	対象者: 猟友会会員 200 人 内 容: アンケート調査により、当該鳥獣を目撃又 は捕獲した場所や時期、生息場所における生 息数、生息数の増減の動向等を把握
調査	特定鳥獣保護 管理計画作成 の前年度	イノシシ、 ニホンザ ル、ニホン ジカ、カモ シカ	アンケート 調査 聞き取り調査	○対象者:鳥獣保護員、森林保全推進員等250人 ○内容:猟友会会員のものと同様 ○アンケート調査を行った250人の中からより詳細な情報を持っていると思われる人を50人抽出し
		上記以外 の鳥獣	アンケート 調査	て、当該鳥獣の生息数、生息場所、生息数の増減の動向等について聞き取りを実施 ○一連のアンケート調査票により、上記のイノシシ 等(4獣)の生息状況に係るアンケートと併せて、
				それ以外の鳥獣の生息動向を把握
現地調査	特定鳥獣保護 管理計画作成 の前年度	ニホンザル	行動域調査	○電波発信機を利用した群れの追跡調査 捕獲したニホンザルに電波発信機を装着し、捕獲 地点において放獣した後、当該個体を含むニホンザ ルの群れについて1か月間目視観察や方位探査に より位置データを得て、行動域等を把握
		カ	生息個体数調査	① 区画法による生息頭数把握 過年度に実施した調査結果からニホンジカの 分布密度が高いと予想される区域を選び、その中から調査場所を5か所選定し(1区画は2から3 1点)、さらにそれを細分化した小区画(10 から20ha)ごとに調査員を配置して個体数を記録 ② 区画法との比較のための糞粒・糞塊法調査上記①の区画ごとに1本設定したベルトブライン(長さ約2km、幅4m)を4本のサブラインに分割した上で、1回目の調査で糞粒をすべて取り除くサブラインとそのまま残すサブラインを設け、糞粒の位置の記録(と採取)を行い、2回目の調査では、サブラインごとにすべての糞粒の位置の記録及び採取を実施 ③ 糞の相対密度把握のための糞粒・糞塊法調査過年度調査において分布が認められた地域において、調査ルート(長さ約2km、幅4m)を100本以上設定し、ルート内の全ての糞粒の位置の記録、採取及び計測を実施
		カモシカ	生息個体数調查	○区画法による踏査調査 過年度に実施したアンケート調査の結果等に基づき設定した 20 区画を一斉踏査し、目撃した個体の性別や大きさ、個体数、フィールドサインを記録(なお、踏査時に、イノシシ、ニホンザル及びニホンジカのフィールドサインが確認された場合もそれらを記録)

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

### 図表 Ⅱ-1-(1)-18 鳥獣の生息調査の実施状況

### 調査対象市(愛知県内)における鳥獣の生息調査の実施状況(平成23年度)

対象鳥獣	調査項目	実施方法等	調査結果の活用方法及び今後 の調査予定(市の説明)
イノシシ	調査地点	○ 調査を行う者を新規雇	○ 調査を行っている者のほとんどが猟友
シカ	における	用(ハローワークで 15人	会会員であり、鳥獣の生態に詳しいことか
サル	• 生息獣種	の求人を出した結果、13	ら、当該調査により市内における獣類ごと
ハクビシン	及び生息数	人を雇用した。結果的に	のおおよその生息範囲、生息数、行動範囲
アライグマ	<ul><li>作付され</li></ul>	13人のうち12人が猟友会	等が分かる見込み
等	ている農作	会員であった。)	○ 当該調査結果と同市が把握している農
	物の種類	○ 13 人を5班(1班当た	作物等への被害状況のデータ(地区ごと、
	<ul><li>設置され</li></ul>	り2人から3人)に分け、	作物ごと、被害を及ぼす獣類ごとに整理)
	ている防除	各班が分担して市内全域	や市内における防除対策(柵や檻の設置状
	施設(柵、檻)	を調査(踏査)	況)のデータを合わせて分析し、被害防止
		○ 調査では、幅2kmの区	対策を検討した上で、平成 24 年度から順
		域を班員が並行して踏査	次各地区に出かけて農家に被害防止対策
		し、獣類を目視で確認す	に関する助言等を行う予定
		るとともに、足跡、糞等	○ 平成 24 年度以降にも同様の調査を行い
		の痕跡を調べて、それら	たいが、事業費の確保が課題であり、実施
		の情報を位置情報ととも	方法等について検討していく予定
		に記録(その都度地図に	
		記載する等)	

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 本生息調査は、厚生労働省の緊急雇用創出事業臨時特例交付金(13,004千円)を活用した委託事業による。

### 調査対象広域鳥獣害対策協議会における生息調査の実施状況(平成21~22年度)

対象鳥獣	調査項目	実 施 方 法 等	調査結果の活用方法 (市の 説明)
ニホンザル	広域協議会を構成する	○ 捕獲したニホンザルに電波	ニホンザルの追払い活
	4市町に設定したモデル	発信機を装着して放獣し、当該	動に活用
	地域におけるニホンザル	個体を含むニホンザルの群れ	
	の群れの行動域等の把握	の位置データを得て、行動域を	
		把握	
		○ 目視により、群れごとのおお	
		よその個体数を把握	

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 本事業費(委託費及び電波発信機購入等)は、平成20年度4,776千円、21年度5,328千円である。

図表 Ⅱ-1-(1)-⑨ 広島県における農作物被害の推移

鳥獣名	区分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
イノシシ	被害量 (トン)	2, 388 (100)	2, 723 (114. 0)	2, 525 (105. 7)	2, 482 (103. 9)	2, 811 (117. 7)
	被害金額 (千円)	425, 960 (100)	449, 345 (105. 5)	437, 012 (102. 6)	445, 501 (104. 6)	573, 487 (134. 6)
カラス	被害量 (トン)	395 (100)	398 (100. 8)	319 (80. 8)	224 (56. 7)	295 (74. 7)
	被害金額 (千円)	73, 031 (100)	89, 844 (123. 0)	76, 819 (105. 2)	57, 438 (78. 6)	76, 064 (104. 2)
シカ	被害量 (トン)	105 (100)	179 (170. 5)	284 (270. 5)	336 (320. 0)	369 (351. 4)
	被害金額 (千円)	24, 511 (100)	35, 792 (146. 0)	51, 175 (208. 8)	77, 317 (315. 4)	70, 379 (287. 1)

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。

<sup>2</sup> 鳥獣は、平成22年度の被害金額が多い順となっている。

<sup>3</sup> 括弧内は、平成18年度を100とした場合の指数である。

図表Ⅱ-1-(1)-2 生息調査及び被害状況調査の実施における関係機関の意見(抜粋)

	区分	意見	対象機関
		<b>急兄</b> 【生息動向】生息状況の把握等については、鳥獣保護行政を担当する環境省が行	東北農政局
		1年心動向1年心状況の記述寺については、鳥獣保護行政を担当する原現有が17 うべきものであり、また、農林水産本省からも特段の指示がないことから生息	水仙辰蚁川
		調査は実施していない。東北地域野生鳥獣対策連絡協議会等の場を利用して環	
		境省、県などが行っている生息動向調査等の情報を収集しているが、定期的に	
		報告等を求めているものはない。	
		【生息動向】有害鳥獣の生息動向等の把握については、環境省が所管する特定鳥	東海農政局
		獣保護管理計画の中で把握するものと認識しており、また、農水省本省からの	
		調査指示がない。	
		【生息動向】管内の生息動向調査には取り組んでいない。調査を行う場合、悉皆	中国四国農政局
	農林水産省	調査か推計値を算出するための調査が必要となるが、シカ以外は検出方法が確	
		立していないとされているため、調査する方法がないというのが現状である。	
		さらに、このような状況の中で、当省の任務は農林水産業の発展等を目的としていることがより、仕り動力等の知場とり、独実教法な意想している。	
		していることから、生息動向等の把握より、被害軽減を重視している。 【生息動向】鳥獣被害防止に係る業務を担当するに当たり、鳥獣ごとの具体的な	九州農政局
		生息動向等を把握することは人員的、予算的に困難である。	儿別長政府
		【生息動向】農作物被害を発生させている鳥獣はいずれも希少種ではなく、現状	沖縄総合事務
		では保護の観点からの取組は必要ではないことに加え、現実的に大きな農作物	局農林水産部
玉		被害が発生している状況では、鳥獣保護管理よりも捕獲により生息数を減少さ	7. 3)2C   1.73 //
		せ、被害を軽減させることが優先で取組が進められている。	
		【被害調査】被害状況調査は、国指定鳥獣保護区では、農林水産業への鳥獣被害	東北環境事務所
		がなく、また、環境省本省からも特に指示がないため実施していない。	
		【生息動向】鳥獣保護の立場で業務を行っているため、管内の国指定鳥獣保護区	中部環境事務所
		内の鳥獣の保護管理の一環として、保護区内の鳥獣の生息状況の調査を実施している。  「大きない」とは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	
		ているが、農作物等に被害を及ぼしている鳥獣の生息状況を把握するという観	
	-	点での調査は行っていない。 【生息動向】農林水産業に被害を及ぼす鳥獣ごとの生息動向等を把握する差し迫	九州環境事務所
	環境省	1年心動向  展体が産業に被告を及ばり局談ことの生心動向等を記述りる左じ起った必要性を感じていない。なお、九州地方環境事務所では、国指定鳥獣保護	70711來吳尹物別
	然死日	区内における鳥獣の捕獲許可に関する事務を行っているが、農林業に有害なイ	
		ノシシ、シカ等は国指定鳥獣保護区においてもその生息数が増加し過ぎている	
		と容易に推測されることから、申請される頭・羽数どおりに捕獲許可を行って	
		おり、それらの生息動向等を把握する必要性は特に感じていない。	
		【被害調査】鳥獣保護区内で調査地点を設定して、ニホンジカによる樹木のはく	
		皮被害等の調査は実施しているが、被害面積、被害量、被害金額といった項目	環境事務所
		では把握していない。	- III
		【被害調査】農作物の被害状況の把握については、農林水産部局の所管であるた	2 県
	-	め、自然保護部局では把握していない。等 【生息動向】鳥獣の生息動向及び生息環境を把握する業務は、自然保護部局で行	(自然保護部局) 3 県
		【生心動向】局部の生心動向及の生心環境を化佐りる業務は、自然保護部局で11つっており、当局では把握していない。等	3 <del>原</del>   (農林水産部局等)
=	都道府県 都道府県	【生息環境】予算の関係から、生息環境の調査までは行っていない。	1県
1	即坦州州	【工心來死】「乗り因休你り、工心來死り明直よくは自うくいない。	(自然保護部局)
	-	【生息動向】農林水産部局では、平成 23 年度から県単独予算による事業を立ち	1県
		上げ、市町村が単独では難しい広域的な調査等の取組を実施していくこととし	(農林水産部局)
		ており、23年度には、特定鳥獣の生息状況調査を実施する予定である。	()交介(/)()(全百月/月)
		【生息動向】出没状況を地図に落として、出没場所の傾向は把握しているが、生	1市
		息数や群数の生息調査は専門的な機関に委託しないとできず予算化を伴う。市	
		では、24年度に初めて市内のニホンザルの生息動向について予算を要求してい	
		る状況である。	
	市町村	【生息動向】費用や技術的な理由により実施が困難である。	1 町
	.,,.	【生息動向】野生鳥獣の生息動向等の調査は、県が実施しており、その調査結果	1市
		が情報提供される。また、生息動向等は、広域に調査すべきであり、調査方法	
	-	も確立していないため、市では実施していない。 【生息動向】平成 23 年度事業により、市内全域における獣類の生息状況の調査	1市
		【生息期内】平成 23 年度事業により、中内主域における歌類の生息状況の調査を実施中	T 1 1

	【生息動向】把握方法が確立しておらず、県も未把握である。市の体制で調査実施は困難である。	1市
	【生息動向】生息状況調査は、調査するノウハウがないため外部に委託する必要がある。仮に実施したとしてもそのことが被害軽減に直結しているものでなく、費用対効果の観点からも消極的にならざるを得ない。イノシシについては、市内に蔓延しているという事実は間違いなく、生息状況よりも、どのように被害を防止していくのかということの方を重視している。	1市
	【生息動向】サル及びイノシシは市内全域に出没し、全域で農作物被害が生じていることに加えて、市街地中心部にも出没していることから、農作物のみならず人的被害のおそれもあり、生息状況の把握より被害防止の方が主とならざるを得ない。	1市
	【生息動向】生息調査の実施については、人的体制及び予算的な問題から困難である。生息状況を把握するより、農作物等の被害防止を行うことが重要であり、生息状況も判明すればよい程度で、分らなくても業務に支障はない。	1市
市町村	【生息動向】イノシシについては、生息数の推定について現段階では有効な手段 が確立されていない。	2市町
	【生息動向】イノシシや鳥類の生息数や生息密度については、有効な調査手法が確立されていない。また、イノシシや鳥類の生息分布については、市内全域に広く分布していることから把握する必要性を特に感じていないため、把握していない。	1市
	【生息動向】ニホンジカが増えすぎていることは明白であり、被害を抑制するために捕獲を行っていくことが当面の急務であり、同市内における生息数や生息密度を把握する必要性があるとは認識していない。	1市
	【生息動向】町では調査に従事する人員の確保ができない。カラスは町域を超えて広範囲に移動し、山林深くの樹木の頂上に巣を作ることから、町単独の取組では追跡が困難である。	1町
	【生息動向】カラスは村域を超えて広範囲に移動し、山に囲まれた傾斜の多い地 形に巣を作ることから、村単独の取組では追跡が困難である。	1村

(注) 当省の調査結果による。

図表	<b>I</b> I −1−(1	)-② 調査対	象市町村	等に	こおり	ける	農作物等への鳥獣被害の把	握力	法-	-覧						
							調査事項			集	農	有	割 J		法、	算出方法等
	区分	対象鳥獣	調査時期	被害面積	被害量	被害金額	その他	農家からの聞き取り	アンケート調査	集落代表者からの報告	農業共済組合への照会	有害捕獲申請書と確認	Aからの聞き取り	猟友会からの聞き取り	現地調査	その他
	1)	ニホンジカ、ク マ、アライグマ	毎年 4月 から 6月	0		0	被害金額の判断の基準を「被害面積の作物収入金額を目処に被害を予測して必ず記載して下さい。」としている。		0							・踏害…足跡がある場合は、当該1 枚の圃場(作付面積)のおおむね1 割程度の被害面積 ・食害…食害がある場合はおおむね 3割程度を被害面積
北海道	2	エゾジカ	<u>(おおむ</u> <u>ね)</u> <u>3年</u> ごと	0			・被害量:被害面積から推計 ・金額:被害量に単価を乗じ 算出		0							・牧草のシカによる食害実態調査を 実施し、柵内・外の草丈、収量、成分含有量等を比較し、被害を推計
	3	トド	<u>3か月</u> <u>ごと</u>		0	0	・被害件数 ・漁獲物、漁具									・「トド・オットセイ等実態調査実施要領」(北海道)により、漁協が調査を実施
	1)	イノシシ、ニホ ンザル、カモシ カ、ハクビシン、 カラス、ハクビ シン、ネズミ、 スズメ,ムクド リ	毎年 1月	0	0	0	・場所、時期も把握 ・金額:統一単価でなく、報告の積み上げで算出		0							<ul><li>・集落代表者を通じ、全戸にアンケート調査</li><li>・報告されたままのデータを集計</li></ul>
山形	2	イノシシ、ニホ ンザル、カモシ カ、カラス、ネ ズミ、スメ ムクドリ、 グマ	年2回 10月 翌年4 月聞き 取り	0	0	0		0				0	0		0	・被害の申出があった農家並びに調査者が、パトロールで発見した被害農家及びその周辺農家
	1)	ニホンザル、カ モシカ、ツキノ ワグマ	毎年 11 月かに 1月 把握	0	0		・戸数、種類、場所も把握。 ・被害金額は県の収量及び基 準単価を利用し計算により 算出	0							0	<ul><li>・トウモロコシの食害については現 地調査</li></ul>
青森	2	ニホンザル、クマ、カラス、ノウサギ	毎年 1回	0			・全て有害捕獲申請の申請書 の被害箇所から面積を算出 し、平均単価、収量を乗じて 金額を算出					0				・有害捕獲申請の申請書に添付され た被害箇所から担当者が被害面積 を割り出し、県から示された単価、 平均収量を乗じて被害金額を算出 している。
	3	アライグマ	年1回	0	0		・ <u>被害金額は県から示された</u> 単価、平均収量を被害面積に 乗じて算出	0							0	・被害増大のため詳細に被害状況を調査
	1	全ての鳥獣	毎年 4月	0			・被害時期、被害場所も把握 ・ <u>被害面積はアンケートの結果をそのまま集計</u> ・県から示された単収を乗じて被害量を算出 ・県から示された単価を上記金額に乗じて被害金額を算出		0							・市内全農家へのアンケート調査
愛知	2	全ての鳥獣	毎年1 月から 12月被 害実績 を報告 (年度で ない)	0			・被害の程度、農作物以外に 係る被害状況等を把握 ・ <u>被害面積に県が示した単収</u> を乗じて被害量を算出 ・上記被害量に県が示した単 価を乗じて被害金額を算出		0							・市内全農家へのアンケート調査 ・被害面積は、アンケート調査票に 記載された「被害を受けた面積」に 「被害の程度」(大、中、小)に応 じた割合を乗じて算出(「被害の程 度」の区分は、大が70~100%、中 が30~70%、小が0~30%となっ ており、被害面積の算出において、 「被害の程度」が大の場合は0.85、 中の場合は0.5、小の場合は0.15 を「被害を受けた面積」に乗ずる。)
滋賀	1)	イノシシ、ニホ ンジカ、ニホン ザル、カラス、 その他鳥獣	毎年 4月	0	0					0						・集落の代表者に調査表の記入を依頼 ・記載方法を詳細には示しておらず、実態把握の方法は各自治会に任せている。
只	2	イノシシ、ニホ ンジカ、ニホン ザル、ハクビシ	<del>毎年</del> 4月	0	0					0						・被害調査票を全自治会に配布し、 調査方法を一任しているが、当該調査票は県が求めている作付面積、被

I		ン、その他獣類													害面積 (被害割合) を把握できる様
		ノ、てツ他獣類													吉田碩(做吉刮台)を把握ぐさる様   式になっておらず、被害実態を的確
															に把握できるものとはなっていな
		四十七年		<u> </u>											<u>い。</u>
	1	野生鳥獣による 農作物被害状況 調査要領に対象 とされている鳥 獣	被況要よ告を害調領る依受	0	0	0				0	0		0		・共済データを基に、農家からの駆除依頼実績及び猟友会からの聴き取り結果を加味・農業共済を基に、3割以上の被害については一律10割の被害面積として積算し、また、3割未満の被害
			実施												については、3割以上の被害面積に 60%を乗じて積算
広島	2	同調査要領に対 象とされている 鳥獣	被況要よ告けまって報受	0	0	0			0	0					・県内の全農家に対し、アンケート 調査を実施 ・被害金額については、水稲共済に 係る損害評価結果を活用
	3	同調査要領に対 象とされている 鳥獣	被況要よ告けまるを実施	0	0	0				0	0			0	・共済データ及び異常気象による農作物被害標準単価表を基に、農家からの報告、有害捕獲申請、現地確認の結果を加味し、算出
徳島	①	加害鳥獣全般 (イノシシ、ニ ホンジカ、ニホ ンザルを列記)	通年で 調査実施 年2回 報告	0	0	0	・被害作物別、加害鳥獣別に被害時期、被害地区、被害面積、被害率、被害量、被害金額を集計・被害面積、被害額、 <u>被害量は、県の実施要領で定める算出式に基づき算出</u>	0						0	・県作成の被害調査実施要領により 調査を実施している。 ・被害の報告があったもののみが対象
		ハクビシン、	通年で				同上								・県作成の被害調査実施要領により
	2	加害鳥獣全般	調査実施 年4回 報告	0	0	0		0						0	調査を実施している。 ・被害の報告があったもののみが対 象
福岡	①	イノシシ、カラス	毎年 3月	0			・福岡県では被害額算出基礎 資料(県が作成)を調査要領 に添付して市町村に依頼し ている。 上記資料では基準収量及 び基準価格を掲載しており、 被害面積から被害量、被害金 額を算出するようになって いる。 ・市では要領及び上記資料に 沿って被害の把握を行って いる。					0		Δ	・調査対象市では、イノシシ、カラスによる被害面積等の算定の際、市から調査の依頼を受けた農業協同組において、毎年度、下部組織の担当職員は、被害の申告や相談があったものの被害状況を把握しているが、当該申告の記録が不十分であることから、農業者から申告等された際の被害状況の記憶に基づき、品目ごとの被害面積を上部機関に報告している。
	2	イノシシ、ニホ ンジカ、スズメ	毎年 2月 から 3月頃	0			<u>同上</u>					0			・ 平成 22 年度は、JAの担当職員から、前年度と比較した鳥獣被害の増減状況を聴取し、その割合を前年度の被害面積に乗じたものを被害面積とし、当該面積に基づき被害金額及び被害量を算出し、県に報告
	①	カラス、コウモ リ、シロガシラ、 マングース、そ の他獣類	通年	0	0	0	・鳥獣種名、農作物名、栽培 面積、基準収穫量、被害発生 時期も把握			0					・被害報告を受け、報告のあったものについて把握 ・共済データを参考値として活用
沖縄	2	カラス、ヒヨドリ、シロガシラ、コウモリ、ネズミ、マングース	毎年 3月頃	0	0	0	・県が作成した報告様式及び 主要農作物の標準単価表を 配布して調査を区長に依頼 する。 ・県の報告様式の記入要領は 国の要領の把握方法をより 具体的に示している。 ・鳥獣種名、農作物名、栽培 面積、基準収穫量、被害発生 時期も把握	0							・区長による、各農家への聞き取り調査

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。

<sup>2</sup> 調査事項については、聞き取り及びアンケート等により市町村が把握している項目を「○」としている。(計算や推計によるものは空欄としている。)

<sup>3</sup> 当省の【調査結果】で挙げている事例について、下線を付した。

# 図表 II-1-(1)-② 鳥獣被害に係る原因究明の実施状況

# 【国の機関】

加害鳥獣       ・ 平成 22 年度国指定	温	<b>分析方法</b>	分析結果         ・ ニホンジカの植生への影響は継続的に続いており、その影響	<b>結果の活用状況</b> ・ 剣山山系鳥獣保護区に
る権生への景況を把握するため、当該鳥鮮保護区域内において実施している生息密度調査メッシュのうち10 か所に調査区面を設定し、剥皮の程度を調査 (1) 権生外7 及び生息密度を考慮した被害調査 (1) 権生外7 及び生息密度を考慮した被害調査 (1) 権生外7 及び生息密度を考慮した被害調査 (1) 権生外7 及び生息密度を考慮した被害調査 (2) 体保調査 調査区に自生する全ての木本類を対象に樹種の判定、胸高直径及び剥皮の程度を調査 (3) 本体に調査区に自生する全ての木本類を対象に樹種の判定、胸高直径及び剥皮の程度を調査 (3) 二球ンジカの地(職・シカの探食等) 及び土壌浸食の状況を調査 (3) ニホンジカから目の内容物(食性)、歯(年齢)、腎臓(栄養状態)等を採取・分析 ロ収したニホンジカから目の内容物(食性)、歯(年齢)、腎臓(栄養状態)等を採取・分析 はたった、ジカから目の内容物(食性)、歯(年齢)、腎臓(栄養状態)等を採取・分析 なり、等の程度固指定剤に山系鳥獣保護区のニホンジカ生息状況等調査において、ニホンジカの樹 放食い等の程度を把程するため、当核の音度(低木)、草本(植被率及び採食の程度)を調査 企 ・ 平成 19 年度固指定剤に山系鳥獣保護区(三嶺地域)におけるニホンジカによる樹皮食い等の状 をいずの程度固指定剤に山系鳥獣保護区(三嶺地域)におけるニホンジカによる樹皮食い等の状 をし、サイれが等を調査を実施 (1) 調査範囲内で、設定 10 コース及び登山道、尾根上などを踏査し、目視によりニホンジカによる 樹皮食い、サイ枯れ等を調査を実施 (1) 記しの調査コース及びその周辺の 22 地点を設定して、剥皮の程度(中高木)、採食の程度(低 木)、草本(植被率及び採食の程度)を調査	12年12年12年12年12年22年22年22年22年22年22年22年22年2	当該鳥獣保護区域内において実施している生息密度調査メッジ とし、剥皮の程度を調査 た被害調査 1m×1m)を設定し、種名、植被率、被食の程度等を調査 採食等)及び土壌浸食の状況を調査 な物 (食性)、歯 (年齢)、腎臓 (栄養状態)等を採取・分析 保護区のニホンジカ生息状況等調査において、ニホンジカの樹 当該鳥獣保護区内で実施している生息密度調査メッシュ内に20 木)、採食の程度 (低木)、草本 (植被率及び採食の程度)を調 大が登山道、尾根上などを踏査し、目視によりニホンジカによる 辺の22地点を設定して、剥皮の程度(中高木)、採食の程度(低 20の22地点を設定して、剥皮の程度(中高木)、採食の程度(低	は鳥獣保護区全域に及んでいることが確認できた。地域的には それまで剥皮されていなかった樹種まで剥皮されるようになっ ており、また、不嗜好植物による偏向遷移が進んでいる状況が 確認できた。 ・ホンジカのはく皮被害については、すべての樹種ではく皮 か見られているわけではないが、はく皮対象樹種に変化がみら れる。 多くの地点で以前優占していたスズタケについて、ニホンジ カの探食に起因すると思われる枯死・消失が認められた。また、 クマザサへの被度は依然として高い。 ・ 林冠木に対するはく皮は 29 地点中 17 地点で確認。低木は減 退し、ほとんどの場所で不嗜好性植物が優占種として残ってい る。ササ類への食圧が強くほとんど枯死している地点も多く確 認した。土壌浸食は確認できなかったが、調査地点が林内で落 葉などが浸食を防いだものと思われる。 ・ グラミノイド (イネ科、カヤツリグサ科植物)特にササ類の割 合が高い。冬季には枯葉の割合が高く探食環境の悪化がみられ る。栄養状態は全多的に悪い	おける生息状況の把握及び個体数調整の基礎資料として活用するほか、関係会議等で情報発表して情報共有を図っている。
<ul> <li>調査名)</li> <li>シカの立木被害等が天然更新によ方法等)</li> <li>シカによる樹木の被食状況や天気設定し、エブシカによる被害状況調査、稚樹調査、林床植生調査</li> </ul>	:害等が天然更新に与える影響調査 木の被食状況や天然更新等に与え シカによる被害状況調査を実施。 査、林床植生調査	(平成 21, 22, 23) る実態の把握のために、195 箇所の調査プロ	<ul><li>・ 全道的に見ると、かつて道東地域に発生していた食害が全道 に拡大している傾向にあることが判明した。</li></ul>	<ul><li>・ 積雪期に行うエゾンカ 駆除箇所の林道除雪路線 の選定資料</li><li>・ 関係機関への情報提供</li><li>・ プレスリリース</li></ul>
(事業・調査名) ニホンジカとの共存に向けた生息環境等整備モデル事業 (平成 22, 23) (分析方法等) ニホンジカによる被害が甚大である静岡森林管理署管内及び周辺の民有林において調査を実施。 ・ 生息状況調査、樹皮剥皮実態調査、進入防止柵の設置 ・ 生息状況調査、被害地の概況調査、新たな捕獲方法の実施、植生保護柵の設置 ・ 生息状況調査、被害地の概況調査、新たな捕獲方法の実施、植生保護柵の設置	存に向けた生息環境等整備モデ/被害が甚大である静岡森林管理!、樹皮剥皮実態調査、進入防止株、被害地の概況調査、新たな捕?、	整備モデル事業 (平成 22, 23) 森林管理署管内及び周辺の民有林において調査を実施。進入防止柵の設置新たな捕獲方法の実施、植生保護柵の設置	<ul> <li>○ 平成 22 年度</li> <li>調査対象地における針葉樹の被害率は 50%を超え、ヒノキやウラジロモミの被害率はスギよりも高い傾向にあった。</li> <li>         破害が多い傾向にあった。</li> <li>         平成 23 年度</li> <li>         個体数密度が高い状況が続いており、雄と雌とで棲み分けをしていることが推察された。植生への被害については、深刻な状況が続いている。</li> </ul>	<ul><li>侵入防止柵、植栽保護柵の設置等</li><li>関係機関への情報提供</li><li>プレスリリース</li></ul>
(事業・調査名)	存に向けた生息環境等整備モデル事 見られる日光・塩那署管内国有林に 境等調査、剥皮防除対策の実施 皮の要因解明、各種防除資材の効果記		<ul> <li>平成23年度</li> <li>ツキノワグマによる剥皮被害は、針葉樹が主であり、被害は5~8月に多く、11月まで確認された。同一林分では直径が大きいほど被害を受けやすい傾向にあった。</li> <li>針葉樹では広葉樹の混交割合が低いほど、また、広葉樹・針広混交林との距離が近いほど、繰り返し被害に遭う回数が多い傾向にあった。</li> <li>ケマが剥皮後に、形成層を舐めている行動が確認されてお</li> </ul>	<ul><li>・ 防除資材による対策の 実施</li><li>・ 関係機関への情報提供</li></ul>

実施機関	加害鳥獣	分析方法	分析結果	結果の活用状況
		〇平成 23 年度 <ul> <li>クマによる剥皮の要因解析、各種防除資材の効果調査</li> </ul>	り、樹液等から養分を摂取するため剥皮行動をしているので はないかと推察された。 ・ 「主伐・間伐」の実施と被害発生との相関関係は認められ なかったが、「除伐・つる切・下刈等」を実施している割合が 高いほど、繰り返し被害を受ける傾向にあった。 ・ 忌避剤(ニュチン臭)によるツキノワグマの拒否行動等は 確認できなかった。	
	\\\\\	(事業・調査名) 乗鞍岳特定地理等保護林等におけるイノシシ被害調査(平成22) (分析方法等) 乗鞍岳特定地理等保護林等の高山植生への被害の実態や、イノシシの季節的利用などの動向を調査し、高山植物などへの被害対策を検討するなど基礎資料を得ることを目的に実施。 ・ イノシシ被害についての間取り調査、大型哺乳類などの生息実態調査、植生への被害調査、被害対策の検討	イノシンは、ガンコウランやチングルマなどの間に生育するある程度肥大したセリ科草本の根茎を探って食べていると推測された。	<ul><li>関係機関への情報提供</li></ul>
		(事業・調査名) 北アルプス山麓におけるニホンジカ生息調査(平成 23) (分析方法等) 松本市から北安曇郡小谷村までの北アルプス山麓のニホンジカの生息地域を特定し、今後の生息 数及び生息域拡大の予測と対応策を検討するための基礎資料を得ることを目的に実施。 ・ 痕跡調査、ライトセンサス調査、聞き取り調査、資料・文献調査	生息地点は山岳部を除く、北アルプス山麓全域に及んでいた。 特に大町市北部小熊山から鹿島周辺での痕跡は非常に多く、南側 に位置する大町市常盤~松川村にかけて痕跡が確認された。松本 市中房から一ノ沢周辺では、目撃情報はあったが、痕跡は確認で きなかった。八景山・花見で多数の痕跡が確認され、部分的な生 息域となっていた。乗鞍周辺では、目撃情報はあったが、痕跡は 確認できなかった。	・ 関係機関への情報提供
中部森林管理局		(事業・調査名) 南アルプス保護林におけるシカ被害調査(平成18,19) (分析方法等) 南アルプス全域を対象にシカによる被害の実態を調査し、被害対策の検討資料を得るために実施。 ・ 被害状況及び植生調査、生息痕跡及び聞き取り調査、希少種への被害調査	ダケカンバ林、沢地形、緩傾斜地が連続しているような地域において、シカによる著しい被害が例外なく発生していた。シカ被害が顕著に現れ始めたのは2~3年前からで、特にお花畑はその様相が一変するなど被害は深刻であった。	・ 防護柵の設置・ 関係機関への情報提供
	はないがあ	(事業・調査名) 八ヶ岳の高山帯におけるシカ被害調査(平成 21) (分析方法等) 八ヶ岳の高山特有の植物がシカの食害等により絶滅が危惧されることから、シカの被害対策の検 計資料を得るために実施。 ・ シカ被害の有無と程度の調査、フィールドサイン調査、自動撮影調査、聞き取り調査、希少 種への被害調査	シラビソ林、コメツガ林、ハイマツ帯ではシカの被害があまり 見られなかった。ダケカンバ林や高茎草本群落ではシカの被害が 著しく、植物の群落構造が変化してしまっている場合も多い。将 来的な植物群落の維持が危惧される。風衝草原においてもシカの 被害が確認され、今後もシカの食害が続いた場合、生育している 植物の絶対量が減少し、最悪の場合、植物群落の消滅も危惧される。	<ul><li>・ 防護柵の設置</li><li>・ 関係機関への情報提供</li></ul>
		(事業・調査名) 人島ヶ原湿原植生のニホンジカ被害に関する調査(平成 23) (分析方法等) 植生保護柵設置前後のシカの行動変化及び植生保護柵設置後のシカの進入状況を明らかにすることを目的として実施。	湿原を保護柵で全周囲うことで、大部分のシカの湿原への侵入を防ぐことができた。しかしながら、北側半分のみを囲った場合、その効果は低かった。一方で、少数ながらもシカの侵入を確認した。侵入路となっている場所、とりわけ湿原北側部分では保護柵の高さが不足している可能性がある。	・ 関係機関への情報提供
近畿中国森林管理局	ニホンジカ	(事業・調査名) 大杉谷国有林におけるニホンジカの生息状況及び森林被害の現況把握調査(平成 23) (分析方法等) ・ ラインセンサス調査、糞塊及び糞粒調査、センサーカメラ調査、G P Sテレメトリー調査、 森林植生衰退状況調査、固定プロット森林影響調査	<ul> <li>夏期にシカがこの地域のササを集中的に利用していることが 示唆された。推定生息密度は日出ヶ岳から正木峠の東側の尾根 を中心に高くなっていた。</li> <li>ほぼ全域でシカが安定的に生息、繁殖できる条件を備えていると考えられ、撮影頭数が比較的多かったメッシュの下層植生はササであった。</li> <li>防鹿柵 (パッチディフェンス) 内は、対照区と比較すると稚樹本数が多い結果となり、シカの侵入や食害を防ぐ効果があることが確認された。また、稈高が高くなりつつあるササによる被陰も稚樹の枯死要因になると考えられた。</li> </ul>	<ul><li>・ 防護柵の設置</li><li>・ 関係機関への情報提供</li></ul>

中柘林間	加字自群	サーサウ	一	は田田は日本
	で で で で で が ン だ に が の が に の に に に に に に に に に に に に に	) 回廊(剣山地区)におけるニ よる植物への食害状況を把握 2か所の計4か所に調査プロ 等)を実施。 、林床調査 共存に向けた生息環境等調査 よる樹木・ササなど被害の状 高知県側2か所の計4か所に 基の状況等を調査 室の状況等を調査	増加、不量 関外に は は は は は は は は は は は は は	- 防護柵の設置 - 関係機関への情報提供
九州森林 僧理局 (、	ニホンジカ(ヤクシカ合む)	(事業・調査名)  野生鳥獣との共存に向けた生息環境等調査 (H21, H22, H23) (分析方法等) ニホンジカによる九州中央山地地域及び屋久島地域におけるスズタケ等の下層植生及び樹木等の被害実態、生息密度等について調査を実施 ○ 平成 21 年度 ・ 被害状況調査、生息密度調査、人慣れジカの分布調査、希少動植物の分布調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査 ・ 被害状況調査、生息密度調査	<ul> <li>○ 平成 21 年度</li> <li>全ての調査地において、ニホンジカによるスズタケへの食害が顕著であった。樹木では低木類への食痕が多く、樹皮剥ぎも認められた。</li> <li>観光客の餌やり等によって人慣れジカが発生、個体数の増加による周辺植生への被害が懸念される結果となった。</li> <li>平成 22 年度</li> <li>平成 22 年度</li> <li>平成 22 年度</li> <li>平成 23 年度</li> <li>「平成 23 年度</li> <li>「中成 23 年度</li> <li>「東島山の 11 箇所の全域でニホンジカの食害を確認。食痕の無 察島山の 11 箇所の全域でニホンジカの食害を確認。食痕の無 を受けているものと推測された。ヒノキ林での食被率は糞粒調査を受けているものと推測された。ヒノキ林での食物率は糞粒調査を実施 を受けているもの移動規制柵の効果を検証するため調査を実施 と規制するための移動規制柵の効果を検証するため調査を実施 した。</li> </ul>	<ul> <li>・ ニホンジカ (ヤクシカ合む)による希少動植物への被害について経過観察</li> <li>・ 広域移動規制柵、植任保護柵、防護柵等の設置</li> <li>・ 関係機関への情報提供</li> </ul>

# 【都道府県】

区分	加害鳥獣	分析方法	分析結果	結果の活用状況
		・ 生息分布、個体数・群れ数、地区別被害状況の推移を集計し、分析	・ 個体数、群れ数が増加している。被害戸数が減っている地	・ モンキードッグの活用は猿害対策の一つとして考え
事例①	ニボンボラ		区もあるが、被害金額と比例せず、増えている地区もある。	ていく必要があるが、地域性を見ながら導入していく
			<ul><li>・ モンキードッグがかなり効果を上げている。</li></ul>	ことが必要となる。
	Ì	・ 平成12年から19年までの保護地域関係市町村における農業被害発生状況、	<ul><li>・ 国有林における林業被害は報告されていない。</li></ul>	<ul><li>・ 天然記念物食害対策事業により電気柵を設置してい</li></ul>
事例②	イシー・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド・サンド	国有林における林業被害発生状況、保護地域関係市町村における被害防除実	・ 被害の減少は防護柵設置の効果である可能性がある。	S.
	シナン	施状況を収集し、食害発生状況を把握		
	ニホンジカ	· 集落環境診断	・ 集落に野生獣を引きつけるエサ (野菜くずの放置、水稲の	<ul><li>被害を受けている集落では、集落環境点検を行うこ</li></ul>
	~ グ グ		二番穂等)の存在、農地に隣接した未管理状態の里山や放棄	とにより、左記に掲げる各自集落の弱点を住民自らが
© [A.#	ー ド ン ボ ブ		田等による野生獣の隠れ場所の存在、侵入防止柵の管理不足	発見し、被害防止プランの策定等、集落の自主的な活
	ハクビシン		等による侵入路の存在が明らかになる。	動を促す。

+-
+
- 1
石
田
Æ

区分	加害鳥獣	分析方法	分析結果	結果の活用状況	備考
事例①	エゾジカ	<ul><li>・ データに基づき分析したものではないが、 設置した侵入防止柵の内側にシカが侵入 してくることから侵入ルートを探した。</li></ul>	・ 侵入防止柵が途切れる道路、河川から侵入している状況を確認した。	・ 電気柵の設置や忌避剤の散布を実施した。	
事例②	ニホンザル スズメ カラス ムクドリ ヒョドリ	・ 現地調査及び生産者や農協への聞き取り調査	・ 現地調査等による被害を及ぼす鳥獣を特定した。	・ 当該鳥獣に対する作物ごとの被害状況の把握及び対策の検討	<ul><li>被害金額の増減と鳥獣害防止総合施策事業等の効果の有無との関連性などについての原因分析までは行っていない。</li><li>分析に必要と思われる個人設置を含めての電気柵の市内の設置状況についても担握されていない。</li></ul>
事例③	ニホンザル ニホンザル	<ul><li>・農作物被害拡大地区の被害状況及び対策を分析</li><li>・農作物被害拡大地域の被害状況及び対策なら析</li></ul>	・ 群れの拡大・分裂及びハナレザルにより、鳥獣被害対策実施隊の追い上げ、追い払いだけでは限りが生じる。 ・ 群れの分裂により、鳥獣被害対策実施隊の追い上げ・ ・ 追い払い活動では限りが年にス	<ul><li>・ モンキードッグの導入</li><li>・ 電気柵の設置、農家への指導</li><li>・ 分析結果を基に被害地域に電気柵を設置した。</li></ul>	
事例②	カワウ イノジジ ニホンボル ニホンボル	<ul> <li>・ 学者等カワウの生態に詳しい者からの聞き取り</li> <li>・ 県獣害担当職員、狩猟者等からの聞き取り</li> <li>・ 県の調査、県獣害担当職員、狩猟者等からの聞き取り</li> <li>・ 県の調査、狩猟者等からの聞き取り</li> <li>・ 県の調査、狩猟者等からの聞き取り</li> </ul>	<ul> <li>・カワウが営巣するための環境が整っている。カワウの天敵がいない。餌となる魚が豊富等。</li> <li>・ 山中での餌が不足。人間の知らず知らずの餌付け(農地への生ゴミ等廃棄、放任果樹等)里山未整備等。</li> <li>・ 小雪化による自然淘汰の減少。里で栄養価の高い餌を探ることによる出産低年齢化、出産周期の短期化。</li> <li>・ 小雪化による生息適地の拡大。森林内での被害はあるものの、農作物も餌として認識してきた。</li> </ul>	<ul> <li>水産被害のみならず、植生に多大な影響を与えているため、個体数調整が必要との結論。</li> <li>誘因物の除去徹底。里山や耕作放棄地整備等の人里に出没したくい環境整備。防護柵、捕獲。</li> <li>誘因物の除去徹底。里山や耕作放棄地整備等の人里に出没したくい環境整備。防護柵、捕獲、追い払い等。</li> <li>・ 然因物の除去徹底。里山や耕作放棄地整備等の人里に出没したくい環境整備。防護柵、捕獲、追い払い等。</li> <li>・ 人工林の皮剥ぎ防止のためのテープ巻き。里山整備等の人里に出没したくい環境整備。防護柵、捕獲、追い払い等。</li> </ul>	・集落環境診断=設備整備の予定箇所について、被害実態や施行計画作成の際に現地で検討すること
事例⑥	インシン においずん としメ においがよ においジな	・ 集落環境点検 = 設備整備の予定箇所の被害実態や施行 計画作成の際に現地で検討することだけ ではなく、住民から被害発生の連絡を受け た際に、現地に出向き、その対処方法を検 討することも含む。			<ul><li>被害の通報を受けて、現地確認に出向き、 農家等の説明を聴き、施設整備要否の判 断、防除の工夫についての助言等を行う。</li><li>被害原因は、個々のケースによって異な るが、全体の傾向分析等を市の体制を行うのは負担が大きい。</li></ul>
事例⑦	<i>/ y y</i>	<ul> <li>学・官連携地域支援事業の一環として、 大学と共同で、平成 21 年度はイノシシの 食性・行動調査、22 年度はイノシシのテレ メトリー調査、23 年度は忌避剤等効果調 査を実施</li> </ul>	<ul><li>・ 調査結果を報告書に整理</li><li>① 地域環境の変容</li><li>② 地域社会の変容</li></ul>	<ul><li>・調査研究結果を地域の農家代表者(農区長)の研修会において説明するとともに、地域住民に対しイノシン新聞を作成・発行し、周知</li><li>・ 放任果樹の除去対策、生産月の防護柵の点検、地域ぐるみの啓発と対策等を説明</li></ul>	

# 図表 Ⅱ-1-(1)-② 被害原因分析の実施状況

# 調査対象機関における被害原因分析の実施状況

	区分	調査対象 機関数(a)	原因究明 実施機関数(b)	実施割合 (b/a)
玉	地方農政局	6	0	0%
の機関	地方環境事務所	7	1	14.3%
関 森林管理局		7	6	85.7%
小 計		20	7	35.0%
道  県		道 県 9		22.2%
	市町村等	市町村等 22		31.8%
	合 計	51	16	31.4%

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

# 調査対象市町村における被害原因分析の実施状況

区分	実施方法	実施内容	結果の活用
	大学との連携	広島大学との学・官連携地域支援	調査研究結果を地域の農家代表
		事業の一環として、平成21年度はイ	者の研修会において説明するとと
事例①		ノシシの食性・行動調査、22 年度は	もに、地域住民に対し「イノシシ
		イノシシのテレメトリー調査、23 年	新聞」を発行し周知。
		度は忌避剤等効果調査を実施。	
	集落環境点検	平成 21 年度に、各種講習会と併せ	地域ぐるみで被害防止対策を普
		て点検を実施。設備整備予定箇所の	及・推進。侵入防止柵の一体的な
事例②		被害実態や施行計画を作成する際に	整備を推進し、獣が出にくい環境
# MIC		現地で検討を行う。また、被害の連	づくりに取り組み、被害を軽減。
		絡を受けて現地に出向き、その対処	
		方法を検討。	

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 被害防止計画における被害の軽減目標の設定状況の例

	M 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四1~8517 の18	平成 20~22		, (,) G = 0  ) ]	平成	23~25 年度記	計画
区	$\triangle$	現状値	目標値		実績値	現状値	目標値	
	分	(19 年度)	(22年度)	2/1	(22 年度)	(21年度)	(25 年度)	4/3
		1	2			3	4	
イノシシ	面積(ha)	137. 0	40. 6	0. 30	57. 67	41.72	13.90	0. 33
1777	金額(千円)	16, 865	5,622	0. 33	94, 866	51, 307	17, 102	0. 33
ニホンジカ	面積(ha)	1.4	0.7	0. 50	2. 19	0.66	0.33	0. 50
ールンンガ	金額(千円)	311	156	0. 50	1, 944	1,066	533	0. 50
ニホンザル	面積(ha)	0.7	0.4	0. 57	0.38	0.12	0.06	0. 50
ールンリル	金額(千円)	131	66	0. 50	875	339	169	0. 50
カモシカ	面積(ha)	0. 7	0.4	0. 57	0.41	0.02	0.01	0. 50
ガモンガ	金額(千円)	91	46	0. 51	1,070	19	9	0. 47
アライグマ	面積(ha)	0. 1	0. 1	1	0.79	0.31	0.15	0. 48
77124	金額(千円)	17	9	0. 53	4, 125	338	169	0. 50
タヌキ	面積(ha)	_	_	_	0. 22	0.34	0.17	0. 50
) X T	金額(千円)	_	_	_	919	1,603	801	0. 50
ヌートリア	面積(ha)	0.8	0.4	0. 50	1. 19	0.62	0.31	0. 50
	金額(千円)	100	50	0. 50	1, 475	1,858	929	0. 50
ハクビシン	面積(ha)	7. 7	3. 9	0. 51	3. 53	2.03	1.01	0. 50
ハクレンン	金額(千円)	1,057	529	0. 50	16, 827	7,418	3, 709	0. 50
その他獣類(キツネ、アナ	面積(ha)	_	_	_	1. 22	0.84	0.42	0. 50
グマ、ノウサギ等)	金額(千円)		_	_	225	100	50	0. 50
カルガモ	面積(ha)	8.5	4. 3	0. 51	0.69	1. 27	0.63	0. 50
N/VN-C	金額(千円)	385	193	0. 50	675	1, 221	610	0. 50
ハト	面積(ha)	13. 3	6. 7	0. 50	0.58	7.51	3. 75	0. 50
/ \ F	金額(千円)	469	235	0. 50	418	3,838	1, 919	0. 50
スズメ	面積(ha)	90. 9	45. 5	0. 50	10.64	7. 11	3. 55	0. 50
	金額(千円)	2, 599	1, 300	0. 50	10,070	7,911	3, 955	0. 50
カラス	面積(ha)	34. 9	17. 5	0. 50	6. 55	4.60	2.30	0. 50
N J N	金額(千円)	1,876	938	0. 50	27, 553	17, 738	8,869	0. 50
ヒヨドリ	面積(ha)	14. 2	7. 1	0. 50	1. 39	0.68	0.34	0. 50
	金額(千円)	526	263	0. 50	8,050	4,044	2, 022	0. 50
ムクドリ	面積(ha)	24. 3	12. 2	0. 50	0.46	0.79	0.39	0. 49
Δ <i>γ</i> Γ <i>γ</i>	金額(千円)	927	464	0. 50	3, 897	5, 960	2, 980	0. 50
その他鳥類(キジ、サ	面積(ha)	0.8	0.4	0. 50	1. 17	0.63	0.31	0. 50
ギ類、カワウ等)※	金額(千円)	127	64	0. 50	2, 168	4, 140	2,070	0. 50
計	面積(ha)	335. 3	140. 2	0.42	89. 08	69. 25	27.63	0.40
ĒΤ	金額(千円)	25, 481	9, 935	0.39	175, 157	108, 900	45, 896	0.42
(注) 1 当省の誰	本は里により	作成した	•					

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果により、作成した。

<sup>2 「</sup>その他鳥類」のうち、平成19年度の現状値、22年度の目標値の対象はキジのみである。また、カワウは23年度から対象鳥獣となっている。

<sup>3</sup> 網掛け部分は目標軽減率を表しており、イノシシについては前年の現状値の3分の1、その他鳥獣については半分となるように軽減目標を定めている。

被害防止計画と実施計画における捕獲計画数等の比較 図表 II-1-(1)-(5)

区分		年度	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24年度	25 年度
	捕獲計画数	被害防止計画	649	649	649	1,520	1,520	1,520
	(頭)	実施計画	649	649	895	1,520		
\ \ \	捕獲実績(頭)		662	926	2, 223			
	被害金額 (千円)		33, 967	51, 307	94, 866			
	捕獲計画数	被害防止計画	27	27	27	35	35	35
	(道)	実施計画	27	27	27	35		
アンショー	捕獲実績(頭)		9	15	15			
	被害金額 (千円)		1,646	1,066	1,944			

(注) 1 当省の調査結果により、作成した。2 捕獲計画数及び捕獲実績は、狩猟を除く。3 被害防止計画の捕獲計画数について、平成23年度から25年度については、次期計画(計画期間:平成23年度から25年度)内で設定されている計画数

4 網掛け部分についてはイノシシの被害防止計画、実施計画の捕獲計画数及び捕獲実績を示している。 である。

図表 Ⅱ-1-(1)-2 調査対象市町村等における被害防止計画の被害軽減目標等の設定状況

					基	準値	目標	票値	目標	 目標	
	区分	計画期間	現状値の 年度	鳥獣種	面積 (ha)	金額(千円)	面積 (ha)	金額(千円)	軽減率 (面積)	軽減率 (金額)	備考
北海道	被害防止計画	平成 23 年		エゾジカ	523	246, 640	330	140,000	36. 9%	43.2%	
	(M) (T) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M	度から 25	平成 21 年度	ヒグマ	3	510	2	300	33. 3%	41.2%	
		年度まで		アライグマ	1	10	1	10	0.0%	0.0%	# 2114 1-4-1-3 2 3 3
	被害防止計画	平成 21 年 度から 23 年度まで	平成 20 年度	農業被害		637		210		67. 0%	農業被害=ヒグマ、 ニホンジカ、アライ グマ、タヌキ、キツ ネ、カラス
		1/26		漁業被害		36, 589		18, 000		50. 8%	漁業被害=トド、ア ザラシ
		T-1-00 F		エゾジカ	3151	292, 217	2205	204, 551	30. 0%	30.0%	ノイヌ、キツネ、カ ラス被害は、家畜の
	被害防止計画	平成23年 度から25	平成 21 年度	ノイヌ キツネ	3 頭 68 頭	385 5, 548	2頭 47頭	269 3, 883		30. 1% 30. 0%	殺傷被害頭数、ヒグ
	3	年度まで	一一, 从 21 千皮	カラス	275 頭	25, 288	192 頭	17, 701		30.0%	マは目撃件数を記載
		1250		ヒグマ		27 件	- 100 <del>- 100 - 10</del>	18 件		00.070	している。
山形県	被害防止計画①	平成 23 年 度から 25 年度まで	平成 21 年度	ニホンザル	22. 11	28, 883	19. 90	25, 995	10.0%	10.0%	被害量 基準:52.83 t 目標:47.55 t 現状の 10%減を目 標値。
	被害防止計画②	平成 21 年 度から 23 年度まで	平成 18 年度	ニホンザル	55	14, 545	44	11, 636	20.0%	20.0%	
福島県、 山形県、 宮城県	被害防止広域 対策協議会③	平成 23 年 度から 25 年度まで	平成 22 年度	ニホンザル	215. 9	102, 136	86	79, 000	60. 2%	22. 7%	
青森県	被害防止計画	平成 23 年 度から 25 年度まで	平成 22 年度	ニホンザル	8. 16	5, 542	4	3, 000	51. 0%	45.9%	被害戸数 基準:223戸 目標:150戸
				ニホンザル	3. 6	11,872	2. 9	9,500	19. 4%	20.0%	
	被害防止計画	平成 23 年		ツキノワグマ カラス	3	9, 819	2. 4	7, 850 7, 500	20.0%	20. 1%	
	(V) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	度から 25	平成 21 年度	カルガモ	1. 2	9, 409 244	1.0	200	16. 7%	18. 0%	
		年度まで		ノウサギ	3. 7	12, 247	3. 0	9,800	18. 9%	20.0%	
				アライグマ	0.2	409	0.2	409	0.0%	0.0%	
愛知県				イノシシ	41. 72	51, 307	13. 9	17, 102	66. 7%	66. 7%	当初被害を「0」と することを目標とし ていたが、県から無 理な目標は立てない よう指導を受け、イ ノシシは 2/3、その
				シカ	0.66	1,066	0. 33	533	50.0%	50.0%	他鳥獣は 1/2 程度を
				サル	0. 12	339	0.06	169	50.0%	50.1%	軽減目標としてい
				カモシカ	0. 02	19	0. 01	9	50.0%	52.6%	る。
		平成 23 年		アライグマ	0. 31	338	0. 15	169	51. 6% 50. 0%	50.0%	
	被害防止計画	度から25	平成 21 年度	タヌキ	0. 34 0. 62	1, 603 1, 858	0. 17	801 929	50.0%	50. 0%	
		年度まで		ハクビシン	2. 03	7, 418	1. 01	3, 709	50. 2%	50.0%	
				その他獣類※1	0.84	100	0. 42	50	50.0%	50.0%	ツェスの原説特ーナ
				カルガモ	1. 27	1, 221	0. 63	610	50.4%	50.0%	※1 その他獣類=キッネ、アナグマ、ノ
				ハト	7. 51	3, 838	3. 75	1,919	50.1%	50.0%	ウサギ等
				スズメ	7. 11	7, 911	3. 55	3, 955	50. 1%	50.0%	
				カラス ヒヨドリ	4. 6	17, 738	2.3	8, 869	50.0%	50.0%	
				ムクドリ	0. 68	4, 044 5, 960	0. 34	2, 022 2, 980	50. 0% 50. 6%	50. 0%	
				その他鳥類※2	0. 63	4, 140	0. 31	2, 070	50. 8%	50.0%	※2 その他鳥類=キ ジ、サギ、カワウ類
				イノシシ	74. 5	16, 399	48.1	10, 098	35. 4%	38.4%	
				ニホンザル	21. 9	6, 953	15. 3	4, 867	30. 1%	30.0%	
	被害防止計画	平成 23 年	77.40.55	ニホンジカ	80. 5	8, 904	56. 4	6, 232	29. 9%	30.0%	
	2	度から 25 年度まで	平成 21 年度	その他獣類アオサギ	41.8	9, 391 3, 090	21. 1	5, 907 2, 163	49. 5%	37. 1% <b>30. 0%</b>	
				カワウ	11 1	·	г 7		40 00/		
滋賀県		亚战 02 年		その他鳥類	11. 1 73. 3	2, 813	5. 7 51. 3	1, 969 31640	48. 6% <b>30. 0%</b>	30. 0% 30. 1%	
以貝乐	被害防止計画	平成23年 度から25	平成 21 年度	ニホンザル	18. 6	45, 240 20, 330	13. 1	14220	29. 6%	30. 1%	
	1)	年度まで		ニホンジカ	15. 0	9, 090	10. 5	6, 350	30. 0%	30. 1%	
<u> </u>	1		<u> </u>	🗸 /🗸	10	2,000	10.0	-,	301 0/0	J 1 1 /J	

				<b>4.183.</b>							
				ハクビシン アライグマ ヌートリア	5	1, 930	3. 4	1, 320	32. 0%	31.6%	
				カラス等 鳥類	13. 4	12, 220	9. 3	8, 537	30. 6%	30. 1%	
				カワウ	-	1, 364, 000	-	395,000		71.0%	
				イノシシ	16. 2	5, 840	11.3	4,080	30. 2%	30. 1%	
				ニホンザル	3. 3	680	2.6	540	21.2%	20.6%	
				ニホンジカ	9	2, 260	7. 2	1,800	20.0%	20.4%	
				ハクビシン		200			OF 70/	00.00/	
				アライグマ カワウ	1.4	200	0.9	140	35. 7%	30. 0%	
				アオサギ	_	200	_	160		20.0%	
広島県		平成 21 年		イノシシ	19. 92	74, 118	18	66, 700	9.6%	10.0%	
	被害防止計画	度から23	平成 20 年度	タヌキ	1. 69	7, 723	1. 5	7,000	11.2%	9.4%	
	1	年度まで	1 /94 = 3 1 /2	カラス	5. 92	26, 658	5. 3	24, 000	10.5%	10.0%	
		1250		ヒヨドリ	1. 95	9, 499	1.8	9,000	7.7%	5.3%	
				イノシシ	74. 69	42, 333	40	20,000	46.4%	52.8%	
	地生性心型面	平成 23 年		シカ	51.45	555	3	500	94.2%	9.9%	
	被害防止計画	度から 25	平成 22 年度	ニホンザル	0.5	1,601	0.3	1,000	40.0%	37.5%	
	2	年度まで		ヌートリア	0. 2	1	0.1	1	50.0%	0.0%	
				アライグマ	0.01	241	0	100	100.0%	58.5%	
				イノシシ	24	11, 500	16.8	8,050	30. 0%	30.0%	
		平成 21 年		ニホンジカ	99	31, 760	69. 3	22, 230	30. 0%	30. 0%	
	被害防止計画	度から23	平成 20 年度	サル		0		0	- 10		
	3	年度まで	1,77 = 1/2	カラス	2	260		0	100.0%	100.0%	
		1		カワウ、サギ		2, 130		1, 490	100.0/0	<b>30.0%</b>	
徳島県					0.54	950	0.40		9.3%		
				イノシシ	0.54		0.49	850		10. 5%	
				ニホンジカ	12.85	14, 710	11. 56	13, 230	10.0%	10. 1%	
				サル	1.85	2, 690	1.66	2, 420	10. 3%	10.0%	
				ノウサギ	0. 94	960	0.85	860	9.6%	10. 4%	
	被害防止計画	平成 23 年	<b>→</b> 5	カラス	0. 24	340	0. 22	300	8.3%	11.8%	
		度から25	平成 22 年度	カワウ	_	2, 300	_	2,070		10.0%	
	•	年度まで		アオサギ	_	1,000	_	900		10.0%	
				スズメ	0.22	180	0.2	160	9.1%	11.1%	
				キジバト	0.27	250	0. 24	230	11.1%	8.0%	
				ハクビシン	0.81	530	0.73	480	9.9%	9.4%	
				タヌキ	0. 26	240	0. 23	220	11.5%	8.3%	
				イノシシ	0. 56	1, 321	0.3	900	46.4%	31. 9%	
		平成 23 年		サル	0.6	_	0.5	500	16.7%		
	被害防止計画	度から 25	平成 21 年度	シカ	0.8	1, 230	0.5	850	37.5%	30. 9%	
	2	年度まで	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	カワウ	_	37, 800		30,000	- / -	20.6%	
				ハクビシン	0. 01	23	0.01	20	0.0%	13. 0%	
福岡県				イノシシ	40. 58	115, 176	28. 41	80, 623	30. 0%	30.0%	
四四四次		平成 21 年		アナグマ	0.03	818	0. 02	573	33. 3%	30.0%	
	被害防止計画	学成 21 年 度から 23	平成 20 年度	ヒヨドリ	1. 25	6, 765	0. 02	4, 736	29. 6%	30.0%	
	1	年度まで	1 水 40 干皮	カラス	10. 37	39, 308	7. 26	27, 516	30. 0%	30.0%	
		一一尺より		ドバト		·			30. 1%	30.0%	
					4. 49 0. 62	7, 280 808	3. 14	5, 096 565	30. 1%	30. 0%	
		亚什 00 生		イノシシ			0. 42				
	被害防止計画	平成 22 年	THO HH	シカ	7. 09	15, 227	4. 97	10, 658	29. 9%	30.0%	
	2	度から 24 <del>佐藤まで</del>	平成 20 年度	カラス	0.03	75	0. 02	52	33. 3%	30. 7%	
		年度まで		スズメ	0.4	402	0. 28	281	30.0%	30. 1%	
VI .600				ヒヨドリ	0.02	50	0.01	35	50.0%	30. 0%	
沖縄県		平成 23 年		ハシブトカ							
	被害防止計画	度から25	平成 22 年度	ラス		17, 680		8, 100		54. 2%	
	1)	年度まで		シロガシラ		,		-, - 0		- 2. 2/0	
		1/25		マングース							
		平成 23 年		ハシブトカ							
	被害防止計画	度から25	平成 22 年度	ラス		8, 740		4,000		54. 2%	
	2	年度まで		シロガシラ		5, 110		1, 000		O 1. 4/0	
				マングース							
	被害防止計画	平成 23 年									
	3	度から 25	平成 22 年度	シロガシラ		28, 800		24, 500		14. 9%	
	<b></b>	年度まで									

<sup>(</sup>注) 1 平成23年度を計画期間に含む被害防止計画に基づき、当省が作成した。

<sup>2</sup> 網掛け部分は被害の目標軽減率が30%前後となっているものである。

<sup>3</sup> 滋賀県の被害防止計画については、共同で作成している2市それぞれの目標値を記載している。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 鳥獣被害防止計画の現状値の設定及び協議時期

	区分	計画期間	現状値の年度	道県との協議	備考
	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成23年3月2日	
北海道	被害防止計画②	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 20 年度	平成22年3月5日 (計画期間中)	
	被害防止計画③	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	(不明)	
山形県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成 23 年 3 月 15 日	
四沙岽	被害防止計画②	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 18 年度	平成 21 年 4 月 30 日	
福島県 山形県 宮城県	被害防止広域対策協議会③	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	(不明)	
青森県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	平成 23 年 2 月 10 日	被害実績の速 報値を現状値と している。
	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成23年2月7日	
愛知県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成 23 年 3 月 15 日	
<b>多州</b> 尔	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	(不明)	
滋賀県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	(不明)	
広島県	被害防止計画①	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 20 年度	平成 22 年 3 月 11 日 (計画期間中)	
	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	(不明)	
	被害防止計画③	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 20 年度	平成 21 年 3 月 1 日	現状値が前年 度の被害実績と なっている理由 不明。
徳島県	被害防止計画①	平成 23 年度から 25年度まで	平成 22 年度	平成 23 年 2 月 21 日	現状値が前年 度の被害実績と なっている理由 不明。
	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 21 年度	平成 23 年 2 月 24 日	
福岡県	被害防止計画①	平成 21 年度から 23 年度まで	平成 20 年度	平成 21 年 7 月 16 日 (計画期間中)	
田川乐	被害防止計画②	平成 22 年度から 24 年度まで	平成 20 年度	平成 22 年 1 月 29 日	
	被害防止計画①	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	平成23年6月8日 (計画期間中)	
沖縄県	被害防止計画②	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	平成 23 年 5 月 17 日 (計画期間中)	
	被害防止計画③	平成 23 年度から 25 年度まで	平成 22 年度	平成 23 年 6 月 16 日 (計画期間中)	

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。 2 網掛け部分は、現状値に計画期間の初年度の前年の数字を使っているものである。

図表 Ⅱ-1-(1)-28 2 市が作成する被害防止計画の被害の軽減目標の例

区分	指標	品目	現状値(平原	成 21 年度)	目標値(平向	戈 25 年度)
分	1日1宗		金額(万円)	面積(ha)	金額(万円)	面積(ha)
		水稲	4, 065	37. 2	2, 845	26. 0
		麦	25	2.0	17	1.4
	イノシシ	豆類	125	1.8	87	1.3
		野菜	235	31.0	164	21.7
		果樹	74	1.3	51	0.9
		水稲	1, 210	11. 4	847	8.0
		麦	10	0.8	7	0.6
	ニホンザル	豆類	39	1. 1	27	0.8
		野菜	615	3. 6	430	2. 5
		果樹	159	1. 7	111	1.2
1		水稲	796	6.6	557	4.6
	ニホンジカ	麦	94	7. 3	65	5. 1
		豆類	10	1. 1	7	0.8
		野菜	9	0. 1	6	0.0
	ハクビシン アライグマ	水稲	44	1.0	30	0.7
		豆類	27	0.9	18	0.6
	ヌートリア	野菜	87	1. 9	60	1.3
		果樹	35	1.2	24	0.8
	カラス等 鳥類	水稲	952	9. 4	666	6.6
		麦	1	0. 1	0.7	0.0
		豆類	16	0.9	11	0.6
		野菜	202	2.0	141	1.4
	果樹		51	1.0	35	0.7
	カワウ	魚類	136, 400	_	39, 500	_
	イノシシ		584	16. 2	408	11. 3
	ニホンザル		68	3. 3	54	2.6
	ニホンジカ		226	9.0	180	7. 2
2	ハクビシン アライグマ		20	1. 4	14	0.9
	カワウ アオサギ		20		16	

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果により、作成した。 2 網掛け部分の記述が①、②の間で異なる部分である。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 2市が作成する被害防止計画対象鳥獣の捕獲計画数の考え方

区分	1	2
イノシシ	実際の生息数は把握できていな	イノシシの被害は甚大であり、檻
	いが、捕獲状況から、山沿いの地区	を購入して捕獲数の増加を目指すこ
	が特に多く被害も増加傾向にある	ととし(捕獲実績:平成 20 年度 19
	ことから、 <u>年間捕獲目標は、過去3</u>	頭、21 年度 19 頭)、 <u>捕獲計画数を 30</u>
	年間の平均捕獲数の 120%に当たる	<u>頭</u> とする。なお、 <u>狩猟期(捕獲実績:</u>
	190 頭とする。	平成 20 年度 149 頭、平成 21 年度 156
		頭) については、捕獲計画数を 150
		<u>頭</u> とする。
ニホンザル	市内に十数群の群れがあると推	近年、ニホンザルの個体数が増加
	定され、それぞれの群れの頭数につ	してきており、農作物被害および民
	いては、未確認であるが、近年の出	家などへの生活環境被害が深刻化し
	現状況及び、被害調査から相当数の	てきている。県のモニタリング調査
	数が生息していると考えられるこ	や市における聞き取り調査などで約
	とから、年間の捕獲目標は、過去3	400 頭が生息しているものと推測で
	年間の平均捕獲数の 120%に当たる	きる(捕獲実績:平成 20 年度 41 頭、
	130 頭とする。なお、今後一定被害	21 年度 38 頭)。被害状況に応じて有
	を抑える為に群れの頭数を減少さ	害鳥獣捕獲を実施することとし、個
	せる必要があると判断される場合	体数の 10%に相当する 40 頭を捕獲
	等には、滋賀県が策定した第二次特	計画数とする。
	定鳥獣保護管理計画に基づく個体	
	数調整を検討する。	
ニホンジカ	県の平成19年度調査では、長浜市	特定鳥獣保護管理計画(ニホンジ
	の生息数は、約2,800頭と推定され	カ)に基づき、個体数調整を実施し
	ている。近年の暖冬により、湖東お	ており (捕獲実績:平成 20 年度 65
	よび湖西地域から移動しているこ	頭、21 年度 101 頭)、今後も継続し
	とが増加の一因と思われる。被害状	て捕獲する。 <u>捕獲計画数は 100 頭</u> と
	況も、皮剝ぎによる森林被害はもち	する。なお、 <u>狩猟期(捕獲実績:平</u>
	ろん、水稲を主とする農業被害が増	成 20 年度 141 頭、21 年度 279 頭)に
	加しており、今後対策が急がれるこ	<u>ついては、捕獲計画数を 280 頭</u> とす
	とから、年間の捕獲目標は、県の配	る。
	分目標数に当たる881頭とする。	

(注) 当省の調査結果により、作成した。

図表 Ⅱ-1-(1)-3 2市が作成する被害防止計画(案)に対する県の意見書(抜粋)

項目	意見等
1 対象鳥獣の種類	○ アライグマについては、別種カニクイアライグマとの区別が
	難しいため、「アライグマ(この計画ではカニクイアライグマを
	含む。)」としてください。
2(1) 被害の状況	○ 地域合計の表を付けてください。
	○ 「ハクビシン等」の「等」はなんでしょうか。
	○ アライグマは、平成21年度に被害報告はあがっていません。
	○ 両市で書き方が違うので統一してください(品目、面積の小
	数点以下)。
	○ カワウについて一方は被害量が掲載されていますが、もう一
	方は記載されていません。
	○ カワウの被害について、県内における平成22年春時点でのカ
	<u>ワウ生息数は 23,000 羽であり、魚類の捕食量は 1,700 トンと推</u>
	定されています。これに魚類の単価を乗じると県内での捕食金
	額となりますが、この金額全てが水産業への被害とは言えませ
	<u>ん。さらに一方の市内に限定した被害金額を算定することは非</u>
	常に困難であることから、提示されている被害金額の算出根拠
	または留意事項を注釈として併記すべきと考えられますので、
	<u>検討してください。</u>
2(2) 被害の傾向	○ ニホンザルの項で、「生息数が増加傾向にあり」とありますが、
	その根拠があれば記載してください。
	○ ニホンジカの項で、被害面積が約 1,980ha とありますが、ど
	の程度の被害をこの面積に集約しているのでしょうか。(森林被 まだはの数字でしょうか。)
	害だけの数字でしょうか。) ○ #実際が約100 第四(20 年   工仕机次額) しょり ささぶ 第
	○ 被害額が約100億円(30年人工林投資額)とありますが、算
	出根拠はあるのでしょうか。森林保全担当課では、平成21年度
	のニホンジカ被害面積は、全県で 232ha、当該地域では約3ha としており、統計画とかなり乖離があります。(被害額について
	は、県では算出していません。)提示されている被害面積・被害
	金額の算出根拠または留意事項を注釈として併記すべきと考え
	金額の昇山依拠または留息事項を住がとして併記すべると考える
	○ 対象鳥獣にあがっているヌートリアの記載がありません。
	○ カワウの捕食量が上回っている(と推定される。)を追記して
	○

はどうでしょうか。

- 2(3) 被害の軽減目標
- 当該地域の合計欄を記載してください。
- 両市で書き方が違うので統一してください(品目、面積の小 数点以下)。
- 2(4) 従来講じてきた 被害防止対策
- 猟友会に委託しての捕獲があるならば、書きぶりを統一して ください。
- 鳥獣保護区に逃げ込むことがあり、(狩猟による) 捕獲ができ なくなる。と追記するべきと考えます。
- 市が防護柵設置のための補助金を交付しているとあります が、防護柵の整備状況を記載した方がよいと考えます。
- 2(5) 今後の取組方針
- 「対象鳥獣の捕獲」と「個体数管理」は関連した内容である ため、同一項目で記載してはどうでしょうか。
- 3(1) 対象鳥獣の捕獲 体制
- 今後の取組方針で、「地域住民によるわな免許取得・管理を推 進する。」と計画されているので、地域住民の役割も記載しては どうでしょうか。
- する取組
- 3(2) その他捕獲に対 □ 対象鳥獣によって取組内容が違いますので、対象鳥獣ごとに 記載してください。
- 3(3) 対象鳥獣の捕獲 計画
- 両市で書きぶりを統一してください。
- 4(2) その他被害防止 に関する取組
- 県では特定鳥獣保護管理計画(カワウ)を定め、カワウの個 体数管理を科学的かつ計画的に進めており、同計画に基づき、 銃器捕獲を行っています。大規模営巣地で追い払いを行えば、 カワウを無秩序に分散させてしまう事になり、分散により営巣 地での捕獲効率の低下、新たな営巣地の出現につながる危険性 が高くなります。このため、追い払い行為をされる前には事前 に県に協議をしてください。
- (注) 1 当省の調査結果により、作成した。
  - 下線部分は、被害防止計画(案)に対する県の意見書の内容のうち、被害防止計画に反映され ていないものである。

図表 Ⅱ-1-(1)-③ 愛知県の特定鳥獣に係る捕獲計画の不整合(平成23年度)

区分	獣種	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ
市町村実施計画	個体数調整	4, 492 頭	318 頭	760 頭
案の合計	狩猟	1,882頭		933 頭
米のロ目	合計	6, 374 頭	318 頭	1, 693 頭
特定計画の捕獲目	標(狩猟を含む)	約 3,000 頭	200 頭	約 800 頭

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果により、作成した。

図表 Ⅱ-1-(1)-② 山形県における隣接市町村へ往来する群れの捕獲計画(平成23年度)

調査対	対象市町における排	i獲計画	同一	群のいる隣接市における	5捕獲計画
区分	群(頭数) (a)	捕獲計画 (b)	区分	群(頭数)	捕獲計画 (c)
1	A群 (75 頭)	10 頭	3	E群 (150 頭の一部)	30 頭
	B群	10 頭	4	B群 (30 頭)	<b>17 頭</b> (C群と合計)
<u></u>	(30 頭)	口與	5	F群 (30頭)	10 頭
2	C群 (50頭)	10 頭	6	C群 (50 頭)	17 頭 (B群と合計)
	D群 (50 頭)	20 頭	7	G群 (50 頭)	15 頭

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果により、作成した。

<sup>2</sup> 網掛け部分は、市町村実施計画案の合計数が特定計画の目標数の約2倍となっているもの。

<sup>2</sup> 同じ群名が隣接市町にいる場合と、群名は異なっても遊動域が重複している場合がある。

図表 Ⅱ-1-(1)-33 評価時期を迎えた被害防止計画の目標達成状況の評価の実施状況

区	- 1\	30 /xx ≥1. m;	Set for the LL.						Land to the				-	□ t=c	
	[分	評価計画	評価実施	対象鳥獣		被害面積	貴 (ha)		目標 達成		被害金額	頁(千円)		目標 達成	備考
	-24	期間	年度	\.1 52< V/\2 E\\	基準値	目標値	実績値	達成率	状況	基準値	目標値	実績値	達成率		V αυ
北海道		平成20年	#405 <b>-</b> -	エゾジカ	663	330	471	58%	Δ	128, 800	64, 400	225, 700	-150%	×	被害防止計画内に被害金額の
	1	度から22	平成22年度 報告	ヒグマ	4. 9	3	2. 6	121%	0	840	510	500	103%	0	目標値は設定されていない。  (評価書及び防止計画被害金額
		年度まで	15.11	アライグマ	0.2	0	0.8		-		100	130		_	欄を参照し作成)
				エゾジカ	3151	2205	3151	0%	×	292, 217	204, 551	292, 217	0%	×	・被害状況調査をおおむね3年
		平成20年	平成22年度	ノイヌ	3頭	2頭	3頭	0%	×	385	269	385	0%	×	ごとに行っており、最新の実績 値を把握していない。
	3	度から22	報告	キツネ	68頭	47頭	68頭	0%	×	5, 548	3, 881	5, 548	0%	×	・ノイヌ、キツネ、カラス被害
		年度まで	(平成23年 9月27日)	カラス	275頭	192頭	275頭	0%	×	25, 288	17, 701	25, 288	0%	×	は家畜に危害を加え死亡させた 頭数を計上している。
			1	ヒグマ	50件	11件	50件	0%	×	ļ <u> </u>	l	ļ	0%		ヒグマについては目撃件数
山形県			平成22年度	/ \	50円	1117	50円	0,0					U/0		被害量
_	①	平成20年 度から22 年度まで	報告 (平成23年 9月30日)	ニホンザル	23. 32	20. 99	20. 4	125. 3%	0	75, 955	68, 360	27, 022	644. 3%	0	現状: 203.13t、目標: 182.82t、 実績: 45.90 t
	3	平成20年 度から22 年度まで	平成22年度 報告 (平成23年 9月30日)	ニホンザル	313. 4	220	215. 9	104. 2%	0	246, 920	175, 000	102, 136	195. 8%	0	
青森県	①	平成20年 度から22 年度まで	平成22年度 報告	ニホンザル	6. 14	3. 5	8. 96	-107%	×	4, 531	3, 000	5, 540	-66%	×	H21年に被害面積調査により変 更
		W Hack		ニホンザル	4.7	3.3	2.9	129%	0	14, 714	10, 300	9,850	110%	0	
	2	平成20年 度から22	平成22年度	ツキノワグマ カラス	4. 0 4. 2	2.8 3.0	2. 1 3. 0	158% 100%	0	12, 525 13, 045	8, 800 9, 100	7, 080 9, 920	146% 79%	0	
	_	年度まで	報告	カルガモ	5. 1	3. 6	1.9	213%	0	995	700	440	188%	0	]
愛知県				ノウサギ	3. 2	2. 3	3.9	-78%	×	10, 033	7,000	13, 430	-112%	×	
※ ハリ 杯		ਜ਼ਾਂ ₽ ੨੦ ੮ :	平成22年度	イノシシ	137.0	40.6	57. 67	82%	0	16, 865	5, 622	94, 866	-694%	×	
	1	平成22年 度	報告 (平成23年	シカ	1.4	0.7	2. 19	-113%	×	311	156	1, 944	-1054%	×	
		~	9月20日)	サル	0. 7	0.4	0.38	107%	0	131	66	875	-1145%	×	1
滋賀県		$\vdash \vdash \vdash$	<del></del>	イノシシ	10. 2	8. 2	37. 1	-1345%	×	1,970	1,570	1,740	58%	×	
			1	ニホンザル	14.8	11.8	7.5	243%	0	1,520	1,210	980	174%	0	
	<u>~</u>	平成20年	平成23年度	ニホンジカ	0.7	0.6	25. 1	-24400%	×	470	370	470	0%	×	
	①	度から22 年度まで	報告	ハクビシン カワウ アオサギ	1. 7	0. 013 -	0. 011 -	150% -	-	130 400	100 320	110 40	67% 450%	0	被害量 現状:0.2t、目標: 0.16 t、 実績:0.25t、達成率:-125%
徳島県				イノシシ	0.63	0. 57	0. 54	150%	0	1, 120	1,000	950	142%	0	
			1	ニホンジカ ニホンザル	13. 96 1. 96	12. 56 1. 76	12. 85 1. 85	79% 55%	О Д	16, 340 2, 900	14, 710 2, 610	14, 710 2, 690	100% 72%	0	4
		平成20年	平成23年度	ーゕィッル ノウサギ	1.28	1. 15	0.94	262%	0	1,360	1, 230	930	331%	Ö	
	1	度から22 年度まで	平成23年度 報告	ノウサギ カラス カワウ	0. 35	0.32	0. 24	367%	0	480 2, 500	440 2, 250	340 2, 300	350%	0	
		一次よじ	1	カリウ アオサギ					_	2,500 1,200	2, 250 1, 080	2, 300 1, 000	80% 167%	0	
			1	スズメ	0.31	0. 28	0.22	300%	0	270	230	180	225%	0	
-				キジバト イノシシ	0. 35 3	0. 32 2. 6	0. 27 3. 44	267% -110%	O ×	330 2,654	300 2, 300	250 3, 400	267% -210%	O ×	
	<u></u>	平成20年	平成23年度	サル	3 1. 7	1.4	0.05	550%	0	4, 426	3, 500	130	463%	0	
	2	度から22 年度まで	報告	シカ カワウ	0.8	0.6 -	0.00 -	400% -	O -	1, 230 37, 800	1,000 34,000	0 37, 800	534% 0%	O ×	<b> </b>
		. ~ ~ `		ハクビシン	0.3	0.3	0.12	0%	×	51, 600	56	100	89%	Ô	
沖縄県	1	平成20年 度から22 年度まで	平成22年度 報告	カラス	85				-	15, 650	10, 000	543	181%	0	被害面積については軽減目標 が未設定であり、評価の際にも 評価項目となっていない。
	2	平成20年 度から22 年度まで	平成22年度 報告	カラス シロガシラ	-	-	-	_	-	31,000	15, 000	11, 100	133%	0	
	3	平成20年 度から22 年度まで	平成22年度 報告	シロガシラ	-	-	-	_	_	30, 830	23, 120	2, 880	26%	Δ	
(注) 1	当省の調本		、作成した。							<u> </u>					

 <sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果により、作成した。
 2 「目標達成率」欄は、「○:70%以上」、「△:1%~69%」、「×:0%以下」とする。
 3 網掛け部分は被害の軽減目標の達成状況を示している。
 4 「被害防止計画」欄の数字は、図表Ⅱ-1-(1)-②と対応している。

徳島県内の被害防止計画の目標達成状況の評価状況 図表 II-1-(1)-3

5度 終期)	達成率	-2, 483%	-1, 337%	287%	150%	127%	119%	%68	
22 年度 (計画終期)	実績値 (千円)	15,653	41, 116	22, 440	11,900	3, 985	23, 350	41, 430	
英	達成率	-104%	-1, 386%	-203%	%0	%98	%201	%86	
21 年度	実績値 (千円)	4,850	41,300	37,890	14,000	4,600	23, 670	41, 215	
渡	達成率	116%	24%	%66-	%0	167%	24%	I	
20 年度	実績値 (千円)	3,850	36, 080	34,600	14,000	3, 400	25,060	I	
22 年度	目標値 (千円)	3, 924	35, 800	28, 340	12,600	4, 380	23,850	40,856	
平成19年度	基準値 (千円)	4, 378	36, 170	31, 490	14,000	5,840	26, 500	46, 166	Υ γ
X X X	協議会	①	(2)	(3)	4	9	9	2	とっ 一田 学学 開子 グボー・(ボ)

20、21年度については、19年度を基準に当該年度時点の達成率を算出している。

徳島県内の平成20から21年度までに総合対策事業を実施している協議会について整理したものである。

網掛け部分は達成率が70%未満のものである。

⑦の平成 20 年度の実績値は、対象鳥獣が異なっているため「一」とする。

図表Ⅱ-1-(1)-③ 被害防止計画の作成及び評価報告等の流れ(例)

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度から 25 年度
		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	4	一郭伍却任
被害防止計画の作成	•		[次期計画の作成]	11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.
				[次期計画の作成]
* 计程式设计码 米里		毎年度各都追析県に報告		
事未の夫施仏沈報古	•			
評価報告	不要	不要	不要	23年9月末までに農政局に提出
スコム田半年の光光(ボ)				